児童相談所におけるカルチュラル・コンピテンスに関する研究

子ども家庭福祉研究部　髙橋重宏・庄司順一・才村純・山本恒雄
有村大士・板倉孝枝
研修員　佐藤和宏（神奈川県保健福祉部）
嘱託研究員　伊藤嘉余子（埼玉大学）
澁谷昌史（関東学院大学）
中谷茂一（聖学院大学）
村田一昭（愛知県立大学）
興望館沓掛学荘　指方直美
文部科学省・初等中等教育局　山屋春恵
神奈川県相模原児童相談所　根本　顕
神奈川県中央児童相談所　加藤芳明
埼玉県所沢児童相談所　栗原直樹
厚生労働省雇用均等・児童家庭局　太田和男

要　約

日本に居住する多国籍・無国籍の人々が増加する中、児童相談所においても、異なる文化的背景を持つ子どもに対してサービスを提供する場面も増加している。国連子どもの権利条約では、子どもの持つ文化・生活様式等への配慮の必要性が盛り込まれている。本研究では、児童相談所における多文化対応の現状を把握し、今後の課題を抽出した。なお、子どもの持つ文化の多様性に対応したサービスを提供できる多文化への対応能力、すなわち個人の文化や文化的集団における差異に配慮してサービスを提供できる力量を操作的にカルチュラル・コンピテンスと定義した。

調査方法は、多国籍・無国籍の居住者が多い地域の児童相談所へのヒアリング、および全国の児童相談所への質問紙調査を行った。

その結果、サービス提供における最も大きな課題として、言語（通訳）および文化への対応が挙げられた。また、宗教的な理由から一時保護所での食事などへの配慮、および大使館・領事館、保護者の職場、教会といった他機関との連携の課題などが挙げられた。加えて、制度説明に関する案内資料整備のニーズが確認された一方、個別の児童相談所における作成は難しいことが伺えた。言語・文化等への対応、体制の整備と共に、多文化対応のための研修整備等の必要性も示唆された。

これらの背景より、本研究では、利用者の持つニーズに応じて、適切なサービス提供機関へとつなぐための相談票について、ひな形を提案した。

キーワード：児童相談所、多国籍・無国籍、カルチュラル・コンピテンス

A Study on the Cultural Competence in Child Guidance Centers

Shigehiro TAKAHASHI et al.

Abstract : There has been gradually increasing occasion in Japan that children with multicultural/ lifestyle backgrounds having particular needs, as United Nation's Convention on the Rights of the Child emphasizes, should be considered while provided services at Child Guidance Center. This study, therefore, looked into cultural competence in the context of providing services considering children's various differences.

As a result, using interviews and paper-based questionnaire as methods, it was found that linguistic and cultural issues were the most significant matters. Also the linkage of several agencies such as embassies, the working places for parents, churches, or the consideration for food habits reasoned by their religions were also important to be understood when the services are provided.

Adding to the fact it was found to be necessary to prepare the leaflets explaining the services in order to deal with linguistic/ cultural issues, and educational training for the workers dealing with multicultural cases. In this study, the intake sheet was proposed to link the user's needs to the pertinent services.

Keywords : Child Guidance Center, Multinational/ Statelessness, Cultural Competence

Ⅰ．研究背景と目的

近年、海外からの労働者等の流入などにより、多様な文化的背景を持つ多国籍・無国籍の人々の存在が一般化し、それに伴う問題が顕在化している。経済のグローバル化と少子高齢化の進行の中で、その傾向は今後も継続し、さらに強くなることが予測される。しかし、わが国の児童相談所におけるサービス提供において、多国籍・無国籍の人々への対応について、十分に議論がなされているとは言い難い。国際ソーシャルワーカー連盟のグローバル基準でも、パラダイムとして「人種、文化、宗教、民族、生得の言語、ジェンダー、性的志向および異なる能力に対して多様性に対する評価と尊重」が明記されているが、わが国ではサービス提供にあたって実践事例が先行するものの、十分に整理がなされているとは言い難い現状といえる。一方、欧米・オセアニアなどの国々では、ソーシャル・サービスの提供において、一時は白人の文化的な背景に乗っ取ったサービス提供がなされてきたものの、先住民族などのアイデンティティ喪失の問題をはじめとして、多くの弊害が指摘された結果、家族や地域の持つ文化的背景を踏まえた実践が求められるようになった。それに伴い、ソーシャルワーカー養成課程等でもカルチュラル・コンピテンス（文化的な背景を理解し、それを踏まえてサービス提供を行う力量）が求められ、必須のカリキュラムとして盛り込まれている。個人や家族の持つ文化的背景を尊重することは、多国籍・無国籍の人々に留まらず、全ての家庭や個人へのサービスにおいて重要な側面であるといえる。

本研究では、全国の児童相談所で行われている外国籍・無国籍児童に対して、対応の現状と課題を把握し、考察を得ることを目的とする。

（有村大士）

Ⅱ．研究方法

1．外国人比率の高い自治体を所管する児童相談所に関するヒアリング調査

外国人比率が相対的に高い自治体を所管する自動そう暗所に対して、現状と問題点、およびその対策についてヒアリング調査を実施した。

2．児童相談所に対する質問紙調査

外国人比率の高い自治体を所管する児童相談所に関するヒアリング調査等から抽出した問題点等について、研究会内で議論を行った。それを踏まえて、現状と対応の実態等を把握するために全国の児童相談所に対して質問紙調査を実施した。

（有村大士）

Ⅲ．概念規定
－本研究におけるカルチュラル・コンピテンスの概念

子どもの権利条約では、第２条、第４条、第 20 条、第 29 条、第 30 条において子どもの文化的な背景に対する権利について明記されている。殊に社会的養護の文脈では、第 20 条に掲げられているように、「解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の積極的、宗教的、文化的および言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。」（訳：日本ユニセフ協会、2009 年 4 月現在）。この条文に伺える子どもの権利とは、第 29 条に明記されているように、「児童の父母、児童の文化的同一性、言語および価値観、児童の居住国および出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること」（訳：同上）、つまり、子どもがどこで生活しようが単に郷に入れば郷に従えと促すのではなく、子ども自身が所有している文化的な背景に根付いたアイデンティティを尊重する精神に基づいていると理解できる。こうした子どもの権利条約で謳われている条文からは文化に対する配慮と尊重の態度を重視していることが見て取れる。

また、全米ソーシャルワーク協会の Social Work Dictionary（NASW:2001）によると、前述のような子どもの権利をソーシャルワークの文脈で対応する場合にはカルチュラル・コンピテンスが求められると述べている。このカルチュラル・コンピテンスとは、個人の文化や文化的集団における差異に敏感に反応してサービスを提供することのできる力量として定義されている。

昨今、国際情勢および経済情勢等の多様化に伴い、わが国に暮らす多国籍・無国籍の子どもが年々増加傾向にある。そうした子どもたちの中には日本で生まれ育つ間に、家庭での何らかの問題から、社会的養護の対象となる子どもも少なからず存在する。このような社会的背景の下、市区町村および児童相談所では、多国籍・無国籍の子どもたちへのサービスとして、その子どもの文化的・民族的・社会的・宗教的・言語的背景等についての配慮が求められる。また、そのような多種多様な文化的背景に対して、わが国での子ども家庭福祉サービスについての正確な理解も促されなければならない。そうした支援対象者への配慮についての意識の向上が、今後増々重要視されることを鑑み、本研究ではわが国の子ども家庭福祉サービスの要となる児童相談所における多様な文化的背景等に配慮したサービスを提供する際に必要となる力量を、操作的にカルチュラル・コンピテンスと定義する。

（板倉孝枝・指方直美）

IV. 研究結果

1．外国人比率の高い自治体を所管する児童相談所に対するヒアリング調査

1-1. 愛知県東三河児童・障害者相談センター

(1) 地域の概要

愛知県東部、いわゆる東三河地区の中心である４市１郡（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、宝飯郡）を管轄地域としており、管内人口は平成 21 年３月１日現在で 709,889 名である（豊橋市：377,908 人、豊川市：161,312 人、蒲郡市：82,230 人、田原市：66,603 人、宝飯郡：21,836 人）。

東西に隣接する浜松市から豊田市にかけての自動車関連産業の工場労働者の需要が高いことから、ブラジルをはじめとする南米系の外国人労働者が増えている地域でもある。愛知県内では、名古屋市についで外国籍住民が多く住んでおり、その大部分は、豊橋市（20,402 人）、豊川市（6,009 人）に居住している（平成 20 年７月現在）。特に豊橋市では、総人口に占める外国籍住民の比率が約５％となっている。豊橋市、豊川市内での居住地域の偏りはあまりなく、その多くは県営・市営住宅に居住している。

(2) 外国籍・無国籍ケースへの対応の状況

外国籍・無国籍ケースを対象とした統計把握は行なっていないため実数等の実態確認は困難であるが、児童福祉司の印象として以下のようなコメントが得られた。

- 件数等

虐待や触法といったケースよりも、障害（療育手帳申請含む）相談やしつけ相談の方が多く、また、それらの多くは保育所や保健所からの紹介により来所するケースである。虐待の件数は年間１－２件程度である。

定住者が多いこともあり、無国籍および不法滞在（強制送還）はほとんどない。無国籍ケースにおいては、ここ数年間の受理はなく、不法滞在（強制送還）ケースにおいても、今年度８月現在まで受理はない（昨年度に１ないし２件を受理）。

また、子どもの名前が日本名である場合は、外国籍ケースとして認知していない可能性もあり、正確な実数把握は難しい。

- 対応の内容

言語およびコミュニケーションに関しては、定住者が多いこともあり、日本語はある程度理解できる人が多いため苦慮することは少ない。しかし、虐待ケースなどでは、日本語が理解できる保護者であっても、自分にとって不利な内容になるととぼけたり、嘘をついたりすることもあり、面接等で取り上げる内容によっては対応に困難が生じることもある。

通訳に関しては、管内の大部分の外国籍住民が住む豊橋市、豊川市では、市役所の各部署に非常勤職員が配置されている。また豊橋市母子保健センターには、来所者対応を主たる業務とした専属の通訳が配置されている。そのため、両市からの送致ケースの場合は、それぞれの市の通訳を活用することが可能である。また、保護者が自ら通訳役の人物を伴うこともある。その場合は、中立的な立場で通訳してもらえないこともある。

関係機関との連携では、特に入国管理局との連絡調整に困難が生じることがある。過去には、不法滞在ケースへの緊急対応（一時保護）を求められ、受け入れ施設を選定できずに苦労したことや母国への強制送還に際して、空港までの子どもの移送を求められたことなどもあった。また、入管事務担当と移送担当の違いから、子どもの受け渡しがスムーズにできないといったこともあった。

(3) 主な対応事例

- 事例１

幼児に対する父親による身体的虐待事例（タバコの火を押しつける等）。

近隣からの通告に基づき、一時保護を実施。父母と虐待に関する認識が共有できたかは不明であるが、少なくとも母親は父親の行為に対して「やり過ぎ」と感じており、一時保護に関しての摩擦はなかった。しかし、一時保護実施後、母親が知人を通訳として伴い引き取りを要求。中立的な立場による通訳ではないため、正確に通訳しているのか不安を感じながらの対応となった。また面接中に、通訳が母親の態度に怒り出し、二人で言い争う場面が見られるなど、想定外の対応が生じた。また、民間の援護団体から本児の一時保護に関する問い合わせがあったが、児童相談所のシステムおよび制度を説明することで理解を得ることができ、以降はこの団体が母親と児童相談所の仲介役となり、スムーズにケースが進展した。最終的に、父母の離婚と保育所入所ということで引き取りとなった。

- 事例２

中学生男子に対する父親による身体的虐待事例（ベルトで殴る等）。

通告により介入を試みるも、父母との関係悪化を懸念した在籍中学校から児童相談所の関与を拒まれた（在籍中学校が男子の進路のことなどを中心として、この家族に親身になって関わっていたことが大きな理由）。そのため、対応の中心を在籍中学校に委ね、一時保護等積極的な対応は行わなかった。

(4) 外国籍・無国籍ケースへの対応における問題点と今後の課題

外国籍・無国籍ケースへの対応上の問題点および今後の課題として、以下の内容が挙げられた。

• 対応上の問題点

言語およびコミュニケーション、特に通訳の活用に関しては、第一に豊橋市、豊川市以外の地域のケースへの対応および出張対応が困難な点。第二に、児童相談所のシステムや制度を理解している通訳でないと微妙なニュアンスを伝えられないという点がある。

文化的側面では、例えば「ブラジルでは父母以外の監護人が存在しており、その人の意向も確認しないと物事を決められない」など、母国での子育て方法を主張された場合の事実確認の困難さがある。また、離婚しても近距離に居住することが多く、日常的に親子関係が継続する場合があり、虐待ケースなどの対応に困難性が生じることがある。

関係機関に関しては、援護団体等民間活動団体の有無に関する情報が事前にわかっていると言語の問題も含めて介入しやすいという点がある。

これら以外に、子どもを一時保護している場合などで、保護者から帰国の意志をほのめかされると、引き取りを認めざるを得ない場合もある。

• 今後の課題

第一に通訳の配置である。前述のとおり、管轄地域である豊橋市と豊川市には、各部署に通訳（非常勤）が配置されているが、当センターを含む管轄内の県所管の機関・施設には配置がなされていない。そのため両市内における通訳の活用は可能であるものの、両市以外の地域（蒲郡市、田原市、宝飯郡）で発生したケースについて、対応ができない。また豊橋市母子保健センターには、専属の通訳が配置されているが、来所者への対応が前提のため、出張での対応までは依頼できない。したがって、県、市の所管を越えた通訳の柔軟な活用、もしくは当センター専属の通訳の配置、あるいは管轄地域を担当する通訳の配置が課題である。

第二に、知識やノウハウの蓄積である。外国籍・無国籍ケースは、労力や時間が割かれる割には件数が少なく、そのため在留許可やパスポート、外国人登録などに関する知識や入国管理局、大使館、民間の援護団体などの情報など、対応のノウハウが蓄積されにくい。したがって、これらの手続き方法や情報一覧などをまとめた外国籍・無国籍ケースへの対応に関するマニュアルの作成が課題である。

このことと関連して、関係機関との連携が第三の課題として挙げられる。外国籍・無国籍ケースへ対応、なかでも不法滞在（強制送還）や無国籍ケースでは、大使館や入国管理局といった関係機関との連絡調整を中心とした業務が中心となる。しかし、この種のケースの発生頻度が低いことから、日常的に協働することは少ない。そのため綿密な協議が必要となるが、これらの関連機関は管轄地域内にはなく、訪問するにしても時間的負担は大きい。したがって、ケース発生時のスムーズな連携をどのように担保しておくかという点が課題となっている。

第四に、利用者に対する情報提供である。豊橋市、豊川市では、外国籍住民が比較的多く居住しているという現状を反映して、これらを対象として各公的機関の利用案内のパンフレットが作成されているが、県所管である児童相談所版は未作成である。今後は、外国籍住民を対象とした利用案内パンフレットの作成・配布も必要である。

（村田一昭）

1-2. 群馬県中央児童相談所

（1）地域の概況

群馬県には、中央児童相談所、東部児童相談所、西部児童相談所の３つの児童相談所があり、さらに２ヶ所の分所（中央児童相談所管轄）がある。中央児童相談所が最も広い地域を管轄しており、人口約 85 万人、児童人口 15 万人を管轄している。

県内に居住する外国人登録者は 46,172 人であり、県人口の 2.29%を占める。112 ヶ国の国籍をもった外国人がおり、多い順にブラジル（16,839 人）、中国（6,506）、フィリピン（6,092 人）、ペルー（5,216 人）、韓国・朝鮮（3,030 人）となっている。近年の特徴として、中国人とベトナム人が増加傾向にあり、ブラジル人は減少傾向にある。

（2）外国籍の家庭における養護相談への対応の現状

外国籍か日本国籍であるかにかかわらず、児童相談所はあらゆる子どもに関する相談に対応する機関である。外国籍ケースであるがゆえの困難さについて尋ねたところ、養護相談以外の非行相談や障害相談、育成相談においては、国籍の違いがあるがゆえの困難さは特に感じないとのことであった。養護相談とりわけ虐待や生活困難ケースにおいては、継続的な指導・援助を行っていく上で、外国籍であるがゆえの難しさを感じることが多い。

まず、警察や入国管理局からの事前情報がほとんどなく、突発的な状況で受け入れざるを得ない事態が発生することが多いという問題点が挙げられた。日本国籍のケースでは連携する機会の少ない入国管理局や大使館といった機関との情報共有が、ケースに適切に対応していく上で大きな鍵となるであろうことが示唆される。また、生活費が不足している等といった金銭的な問題を抱えているケースも少なくないという特徴もある。お金がないため食事が用意できなかったり医者に行けなかったりする等、結果として養育ネグレクトになっているケースも多いため、日頃から民間の外国人支援団体との連携を心がけ、生活支援にも配慮しているとのことであった。

次に、日本との外国籍の親子との文化や価値観の差異にともなう困難さが挙げられた。特に、身体的虐待ケースにおいては、虐待加害者である養育者が当該行為について「自国では躾の範囲である」と強く主張することが少なくないそうである。その結果、児童福祉司と養育

者の主張は平行線のままで、必要な援助を展開させることができないだけでなく、援助関係を構築することも難しくなるとのことであった。

さらに、群馬県中央児童相談所管轄区域に居住する外国籍の人たちの特徴の１つとして、日本に永住するつもりの外国人が少ない点が挙げられる。そのため、外国籍の人たちからしても「どこまで日本の文化に合わせなくてはいけないのか」という反発も少なくないし、また、児童相談所としても、どこまで日本の慣習を受け入れてもらうべきか、そのような指導をするべきなのかという葛藤が少なからずあるとのことであった。

また、親など養育者への対応だけでなく、子どもへの援助場面において難しさを感じることも少なくない。特に、就学前の幼児の場合、両親等の母国語で生活していることが多く、保護した後に言葉によるコミュニケーションが取りづらいケースも多い。一方、子どもを日本の学校に通わせているケースでは、親は日本語ができないが子どもだけは日本語が話せることもある。しかし、そのような場合、子どもが適切な通訳として機能するとは限らず、自分に都合の良いことだけを翻訳して伝えたり、ニュアンスを変えて伝えたりするため、かえって親との関係がこじれることもあるという。

また、一時保護所で、児童の「食事の習慣」と献立が合わないこともあり、必要な栄養を提供することが困難なことがある。その背景には、文化的な違い以外に宗教的な意味が色濃く存在していることも多いため、無理に食べさせようとするわけにもいかない。一時保護所内で、異文化や宗教に関する勉強会をする等して理解を深めていく等の課題が示唆された。

(3) 今後の課題

外国籍の子育て家庭への支援を展開していく上で、今後必要と思われる改善点や課題について尋ねたところ、大きく２つの提案がなされた。

まず、不法滞在で親が逮捕されたケースへの対応について、現行の制度では、「親は警察、子は児童相談所」と親子を分離して保護することになるが、そのような場合には、できれば同一機関にて児童も処遇すべきとの指摘がなされた。特に「強制送還」が予定されている場合、一時保護所での指導・援助は子どもにとって意味が薄く、単に食事を提供し、宿泊させている状態が続く。また、子どもにとっても親との分離期間には、「この先、自分はどうなってしまうのだろう」という不安が募るばかりであり、情緒が不安定になりメリットが少ない。一時保護所の役割や子どもにとっての利益といった視点からの見直しが必要とのことであった。

次に、児童相談所の人員配置や職員体制についてである。児童福祉司にしろ児童指導員にしろ、外国籍児童の対応に精通した人材を特別に配置することは難しい。今後、児童相談所としての経験を重ねながら、関係機関との連携・協力のもと、よりより援助の在り方を見出していく必要がある。そのためにも、大使館やNPOやNGO等の外国人支援団体との連携をこれまで以上に図り、お互いの文化や価値観に対する理解を深めた上で援助を展開していかなくてはならないと考えられる。

（伊藤嘉余子）

1-3. 厚木児童相談所

(1) 地域の概要

外国人ケースは比較的家賃が安く、比較的就労できる工場街、また、同じ国、同じ言語を話せる外国人が集まるところに集中する傾向にあり、必然的に交通機関の不便なところに安価なアパートに居住するところがある。

外国人の居住実態は外国人登録未登録だったり、不法滞在のケースもあり、実数を把握するのは困難である。

従って、無国籍なら保健センターの健診が未受診だったり、学齢児の場合、学校にもつながらず、そのままになっているケースもあると思われる。

(2) 対応の状況

児童相談所で対応する外国人ケースの特徴は、

① 低所得であり、また、就労も限られた就労となるため、特に不法滞在ケースは深夜労働だったり、勤務時間が長く、子どもがアパートの部屋に放置されるネグレクトケース。

② 日本人の夫と婚姻するものの、主たる家計を維持する夫と別れ、経済的に困窮して養育困難に陥るケース。

③ 入国管理局の摘発で強制退去するまでの間、親は身柄を入局管理局に拘留され、子どもは養育者不在で身柄付児童通告されるケース。

④ ③に類似して警察に何らかの罪状で逮捕され、子どもは養育者不在で身柄付児童通告されるケース。

等に整理できる。③の場合、圧倒的に不法滞在のケースであり、入国管理局が集中して取り締まる時期があり、一児童相談所に一定期間集中して入国管理局もしくは入国管理局の要請に応じて警察の外事課から保護者逮捕による身柄付児童通告の連絡がある。この種のケースの大半は強制退去となることが多く、渡航するまでの間、児童相談所は、身柄を預かるだけの受身的な立場となっている。

その他、外国人ケースの対応上の問題としては、

① 一時保護所にかかる量的負担である。通常は数週間で移送されるが、国籍の取得のための情報収集（出生証明書等、国によって異なる）に時間がかかったり、不服申立が行われたり、渡航費用の確保（入国管理局の業務）に時間がかかったりした場合、保護期間が数ヵ月から半年以上になることもあり、中には見通しもなく、１年近く一時保護するケースもあり、子どもの生活を巡る上での制約が問題になる。

② ①に関連して集中的取り締まりや一時保護の長期化のため、虐待ケース等の緊急保護を求められる一時保護所としては保護所の定員を多く割かなければならなくなる。

③ 無国籍児童ケースにおいては主に児童相談所が就籍することとなるが、これにかかる事務手続きが国によって異なるため、大きな負担となる。このことに関して大使館の配慮は得られることはなく、大使館によっては母国語の職員しか配置しておらず、非常に負担を要する業務となっている。養護ケースにかかるものでは、具体的にどこの外国人の子どもなのか、どこで出生したかといったバックグラウンドがわからないケースが多いということも特徴的といえる。

(3) 対応における工夫

よくいわれる言語面での問題は、市町村の国際交流課やＮＰＯ団体の協力は必要不可欠である。

生活習慣の問題は、かかわりながら理解はできるし、何とかなる－具体的には、その後も日本で生活する場合には、そのために必要なルールを粘り強く指導することになる。ただし、日本社会への適応に関する指導はしても「フィリピン人としてフィリピン人の中で暮らせるように支援しましょう」という文化的アイデンティティの確立のような支援は、今の児童相談所業務の中では行えない。

一時保護所において、宗教上の生活習慣的な制約は対応できるものと思われる。また、施設措置等において、宗教上のことを気にする保護者はいたが、宗教を強要するものではないことを丁寧に説明することで、問題なくやってきている。

・機関連携の観点からは「自国の子どものことなのに、なぜ大使館が積極的に動いてくれないのか」と思うことがある。
・せめて、入国管理局に、子どもを保護する施設や就籍支援のためのセンターがあって欲しい。就籍や在留手続きの簡素化が図られないだろうか。
・米軍基地内（米兵に関係するケース）は基地内にソーシャルワーカーがいるので、状況に応じて協力を求められることがある。
・外国籍児童の場合、少年非行ケースもあるが、文化的な問題というよりも貧困問題がベースにある。
・不法滞在、外国人登録未登録のケースは無保険状態であり、医療機関に受診できない問題がある。

（澁谷昌史）

1-4. 浜松市児童相談所

(1) 浜松市の概要（地域の特性・特徴、外国籍・無国籍人口）

浜松市は、平成 19 年４月１日に政令指定都市移行に伴い、浜松市児童相談所が開設された。平成 20 年３月末現在管轄内人口は 80 万人を超える。管轄内の児童人口は約 14 万人である。また、外国籍人口は約３万３千人である。

外国籍人口のうち、１万９千人あまりがブラジル国籍である。浜松市の人口比としてはそれほどでもないが、ブラジル国籍の登録者数は全国一である。

ブラジル人学校もあり、スクールバスで登校している子どもをよく見かけるが、ほとんどがいわゆる「私塾」であり、その把握は困難である。その他、公立学校にもブラジルをはじめとした外国籍の児童生徒が在籍している。

輸送用機器産業（スズキ、ホンダ、ヤマハ等）の系列工場等が浜松市を含めた東海地域に多くあり、就労場所があるということで外国人が集まってくる背景がある。（ヒアリングの中では、出てこなかったが南米系の外国人住民は、1990 年の「出入国管理および難民認定法」の改正を契機に急増していると言われている。）

(2) 対応の状況（件数・内容）

浜松市児童相談所における平成 19 年度の相談の状況については、以下のとおりである。

全相談受付件数は、1,362 件である。国籍別の統計はとっていないため正確な件数は不明であるが、確認されている外国籍のケースは 52 件である。種別ごとの内訳は、養護相談が 23 件（うち虐待が 13 件）、障害相談が 23 件、非行相談が３件、性格行動相談が２件、その他１件となっている。

一時保護（一時保護委託を含む）件数は、全体で 136 件であった。そのうち外国籍ケースは 13 件（そのうち虐待ケースが７件）であった。また、施設入所件数（措置入所）は、全体で 239 件であった。そのうち外国籍ケースは７件（そのうち虐待ケースは２件。他５件は虐待以外の養護ケースであり、保護者のオーバーステイや覚醒剤事案などによる逮捕、拘留によるもの）であった。

虐待の種別としては、身体的、ネグレクトが多くを占めている。外国籍児童の虐待通告の経路としては、日本の学校に通っていて、その学校からの通報によって発見されることが傾向としてある。

(3) 外国籍ケースの相談対応における問題点と工夫

外国籍ケースの相談に対して対応に困ったこととしては、相談を受理した場合の言葉の問題である。通訳は、市の国際課、教育委員会に配置されている通訳の派遣を依頼しているが、市の機関同士であるため連携は比較的スムーズである。ただし、それぞれの本来の業務が優先なので、通告があってすぐに通訳を派遣してもらえるわけではない。したがって、市役所以外の関係機関にお願いすることもあり、通訳の確保や即応性などは課題である。家族の都合に合わせて面接を設定せざるを得ないこともあり、夜間に通訳が必要となる場合も多い。その場

合、市の機関の通訳には、状況によっては夜間にも対応してもらったりしているので助かっている。市の機関の通訳で対応する場合の費用は特にかからない。市以外のNPO や団体に頼む場合の予算は確保されている。これまでに依頼した通訳は、中国語、スペイン語、ポルトガル語の通訳である。

通訳を通じての面接では、こちらの意図していることがどの程度伝わっているのか分からないという問題がある。日本人同士であれば、非言語的コミュニケーションで分かる部分もあるが、言葉の部分は通訳を通してしか把握できず、感情の部分（たとえば、怒っているのは分かってもどの程度怒っているのかわからない）を理解することは難しく、感情のキャッチボールは難しいと感じている。

文化的な違いは難しく複雑な問題になればなるほど困難さを感じる。ある事例では、以下のようなことがあった。

・面接場面では素直に返事などしていても、次の約束を平気ですっぽかすことがある。

・滞在期間が長く、ある程度日本語が理解できていると思われる人であっても、自分の都合の悪いことに対しては「日本語が分からない」ということでごまかされてしまうこともある。

・日本の多くの事例の場合、通告があって家庭訪問などをして家族と接触を図れば、どのような反応があるにしても、その人柄や性格など大雑把にはつかめることができると感じるが、外国籍の事例の場合、一度接触しただけではなかなかつかみきれないと感じることが多い。

外国籍のケースの場合、保護者よりも子どもの方が適応は良く、言葉の習得等も早い。一時保護所に至った事例では、一般的にあまり好ましくないと思われるような日本語を結構話せるようになってしまった児童もいた。また、ある事例では食習慣が異なり食事が合わなかったこともあり、ビーンズを調理するなどして、調理員が個別の対応をしてくれたこともあった。初期の対応をすることでそれ以降は子どものほうが一時保護所の食生活に適応してくることもあった。

親族調査については、周辺調査ができないなど対応は難しい。親族調査をする場合、外国人登録をしている市町村と現住所が異なる家族もいるので、どういう生活環境でどういう親族がいるのかということを保護者から直接聞くしかない。戸籍がないということにより、家族関係を把握することが難しい。

文化の違いによってこちらの意図するところが理解されないなどの問題では、ベルトなどで叩くなど、暴力に対しての許容範囲が広いように感じられるところがある。「日本では『児童虐待防止法』により虐待は禁止されている」と説明すると、その場では保護者は一応反省しているような話をされる。その後改善するかというとそうでもないこともあり、虐待行為を繰り返す場合もある。「子どもに対する暴力はいけないこと」であるということを外国籍の方に十分に理解してもらうことは難しいと感じる。

（4）関係機関との連携における問題点と今後の課題

外国籍ケースに対する対応において、関係機関との連携場面などで苦労したことでは、以下のようなことがあった。

①以前は、オーバーステイや犯罪行為などにより、家族が国外退去になる場合、児童相談所が児童を空港や入国管理局まで送っていくことがあった（最近では入国管理局の職員が子どもを迎えに来てくれることが多くなっている）。

②外国籍の保護者が、オーバーステイ等により逮捕された場合の子どもの対応については、児童相談所が警察に出向いて、そこで警察の通訳を通じて、保護者と話をして児童相談所が一時保護する旨を伝えることとなる。一時保護する場合、子どもの健康面や生活上の注意事項など最低限の聞き取りをする必要がある。時間帯が深夜である場合も多く、また、警察の通訳が児童相談所の面接のために十分な時間を確保してくれることも難しく、当面一時保護することを保護者に伝えることと、児童の養育上の注意点等を確認する程度の面接で子どもを預かることになる場合が多い。それ以降の保護者との面接場面などにおいては、児童相談所で通訳を確保する必要があり、調整を要することとなる。

外国籍ケースに対応していく上での現状の課題では、一つ目は、児童相談所として、専属の通訳を配置することである。しかし、事例が極端に増えているわけではないので実現できるかどうかは不明である。二つ目は、外国籍の児童を一時保護あるいは施設入所させる場合、現状では児童相談所の一時保護所か施設しか受け入れ先がないことである。

実際に、県外の里親に外国籍の児童を委託している例もある。（ちなみに、浜松市児童相談所の管内では里親は 40 組登録されている。そのうち児童を委託しているのは 10 件くらいである。里父または里母のいずれかが外国籍の里親は 1 組いるが、 児童の委託はまだ進んでいない。）

外国籍ケースの対応について、文化の違いや言葉の問題により意思疎通が難しいという問題があり、また、通訳の確保や入国管理局等関係機関との連絡調整等、特別に必要となる事務があるが、件数がまだそれほど多くなく、極端に事務量が増えているという印象は現状ではない。

今後の課題として、前述のとおり、①通訳の確保と②外国籍の子どもでも対応できる里親さんの確保の必要性を感じている。ブラジル人で里親さんになってくれる人がいるといいと思う。

（佐藤和宏・板倉孝枝）

2．児童相談所に対するアンケート

2-1. 回収状況

197 児童相談所のうち、140 児童相談所（71.1%）から回答を得た。また、事例については328 事例が収集された。

2-2. 管轄地域内の実態

管轄地域内の総人口は最小 6.2 万人、最大 264.4 万人、平均 63.5 万人であった。管轄地域内の児童人口は最小 1.0 万人、最大 37.5 万人、平均値 10.5 万人であった。

また、回答のあった 82 カ所の児童相談所における管轄地域内の外国籍・無国籍人口は最小値 71 人、最大値 39.0 万人、平均値 1.6 万人であった。

ちなみに、管轄地域内の外国籍・無国籍人口の割合は最小値 0%、最大値 17.4%、平均値 1.7%であった。（表1）

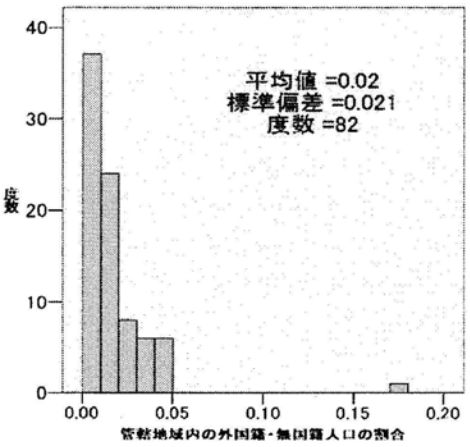

外国人が集住する地域の有無については、133 カ所から回答が得られ、「あり」30 カ所（22.6%）、「なし」103 カ所（77.4%）であった。約２割の児童相談所管轄地域で外国人が集住する地域が存在することとなる。これらの地域には、外国人が集住することにより、いわゆる日本人文化とはとは異なった文化コミュニティが形成されている可能性が示唆される。（表２）

（有村大士）

2-3. 外国籍のケースに対応する際、困難を感じること

（1）全般的課題

最も多かったのが、言語が通じないことにより、コミュニケーションが難しいという課題であった。そのため、第 28 条申立や不利益処分を行う場合など、児童相談所が伝えようとしている意図がきちんと伝わっているかどうかが不明確であったり、問題や家族背景などが掴みづらいという現状が挙げられた。言語の問題を解決するために、通訳を確保することも多いが、通訳を確保することが困難であったり、適時に必要な通訳が確保できるかどうかが問題として挙げられた。また、予算や経費の出所なども課題となる。

次に多かったのが、文化・価値観の課題であった。異なる文化、価値観、社会制度により、児童相談所の考え方を理解してもらうのは難しい。また、社会制度、子どもの養育に対する差異、教育などの面でも考え方が異なる場合がある。そのため、誤解や軋轢が生まれることなどが課題として挙げられた。先々の予定や方向性が確認できず、ただ保護せざるをえないということも報告されていた。

次に法制度の問題なども大きい。国内法では、入国管理、ＤＶ関係、児童福祉法関係の整合性がとれていないことが挙げられていた。また、不法滞在だと保育園等の公的サービスが利用できないことも挙げられていた。虐待の認定等に関しては、海外の訴訟事情を考えると、合法性と正確さが問われる。しかしながら、大使館との連携もまちまちであり、門前払いがなされることもある。国籍に関しての問題も大きい。国籍を取得するには、相手国が生地主義（出生した国により国籍を認める）か、血統主義（親の国籍により子どもの国籍を認める）かの違いも大きい。親が就籍を拒む場合や親が不法滞在の場合、保育園入所、就学の問題や無保険などの社会的不利益下に置かれてしまう。ただ、不法滞在・拘留事例など、入国管理局との関係が多くなるが、入国管理局への出頭、確認、一次旅行許可申請など事務が繁雑である。入国管理局については、一斉取り締まりなどを実施した場合など、児童相談所の一時保護所以外に子どもを保護する場所はなく、一度に多人数の子どもが預けられるなどの点も課題となっている。

外国人コミュニティーの繋がりにより、問題が表面化しづらかったり、抱え込んでしまうケース、あるいは児童相談所に親族で押しかけてくるケースがある。一方、地域から孤立しがちで、支援者に乏しく、孤立化、ネグレクトになり易いという現状も指摘されている。加えて、頻繁な転居等により相談中に場所が不明になるケースも多い。オーバーステイや不法入国等で行政が把握できていない外国人やその子どもについては、最低限の生活基盤が整っていなくても、なかなか日本人と同様の権利保障ができているとは言い難い現状が伺えた。相談・援助を行う場合でも、婚姻関係、親子関係などの生活実態を把握することは困難である。また、外国人が集中する特定の地域では、日本語が話せない世帯の流入が増え、世帯員も流動的で情報が掴みにくい。加えて、犯罪がらみの人が増加した場合など、対応への苦慮も指摘された。

（2）機関連携の課題

連携する機関や課題分類ごとに整理してみると、以下のように大別できる。

- 入国管理局および警察について

入国管理局や警察等がケースに介入することによって、児童相談所が関わるきっかけとなることとして、その保護者の不法滞在や一斉摘発に伴う子どもの一時保護

や施設入所などの問題がある。その中で、入国管理局や警察からの児童相談所への連絡が急であることや子どもへの配慮の問題、家族が分離することに対する（特に子どもに対する）精神的なケアの不十分さや対応について課題に感じている相談所が多い。また、入国管理局との連絡調整については、進捗状況が把握しにくいことや連絡がとりにくいといった意見もあった。子どもの立場で考えると、どのようなケアになるにしてももう少し迅速な対応を望む意見もあった。

- 大使館について

大使館での国籍取得、事務手続きが煩雑なことから、かなりの時間を要したり、国によって対応がまちまちで、子どもの一時保護が伴う場合など、保護の長期化につながってしまうという課題がある。

- NPOについて

日常的にNPO等の支援団体と連携をとっていないと、必要な時に協力が得られない団体があったり、基本的に連携する体制ができていないこと、支援団体の実態が不明であること、連携による守秘義務の問題などがある。

- 通訳について

通訳は、依頼先の情報の少なさ、通訳派遣の回数や継続性の限界、時間調整の難しさ、緊急時の対応が困難といった課題がある。市役所の場合、国際課などで通訳を確保していても、利用回数や時間に制限があることが多く、使い勝手に課題があるという意見があった。

- 米軍関係

米軍関係者の事例の場合、基地内の関係機関に情報提供することになるが、その際の通訳には正確さと迅速性を求められることとなり、責任の所在等も含めて対応に苦慮する。逆に、児童相談所が必要とする場合に米軍側からの情報提供が得られるのかという課題もある。米軍関係に関しては、全体的に連携の難しさがあげられる。

- 学校、教育委員会

連携する機関として考えた場合に、学校や教育委員会は子どもの対応については、概ね受け入れ体制が出来ているが、保護者の対応部分等については他の機関に依存的な傾向にある。

- 組織体制

それぞれの機関の課題として、ひとつの機関が把握している情報が少ないこと、事例に対する中心的な役割を担う機関が何処なのかが曖昧になってしまうこと、機関および対応する職員やその経験例によって差があること、また、たらいまわしのような状態になってしまうことなどがあげられる。

(3) 保護者対応の課題

保護者対応の課題として回答されたもので圧倒的に多かったのは、言葉の問題および文化の問題であった。問題の所在がケース側にあるものと児童相談所側にあるものとに分けて考える。

- 言葉の問題

児童相談所側の問題としては、「通訳できる職員の配置がない」「通訳を雇う費用が少ない」などの回答に表されるように通訳確保の問題が大きい。身近に通訳が可能な人がいないことも多く、人材確保に躍起になっている様子が浮かび上がってくる。加えて、通訳に対する予算が確保できないという問題も大きい。日本語以外の言語を話す人とのコミュニケーション手段の確保という初歩的な対応さえ確立されていないという現状が浮かび上がってくる。

ケース側の問題ととらえていることには、「日本語が話せない親も多く、基本的な話し合いができない」「長く日本に滞在していても日本語が使いこなせない保護者が多い」と、日本語が話せないということを問題にしている回答が見られた。また、「都合の悪いことは、日本語がわからないふりをしている」「日本語が理解されていないのか、理解できないふりをされているのかわからない」というように円滑なコミュニケーションがとれないことで疑心暗鬼になっている様子も見てとれる。

- 文化の問題

児童相談所側の問題は、「子どもの養育に問題があっても、文化の違いによるところが大きく、なかなか理解が得られにくい」「生活習慣の違いにより、児童相談所の意図することが理解されない」「通訳を通しての面接のため、微妙なニュアンスが伝わらない」「文化の違いによる生活面や子どもへの対応についての考え方の相違から、すんなりと理解してもらえない」「文化・習慣の違いからくる価値観の相違が把握しきれず、場合によってはトラブルが生じかねない」等の回答がある。異なる文化に接近を試みようとしても、基本的な理解が不足していることがわかる。

ケース側の問題として「体罰についての基本的考え方の文化的相違。ネグレクトについての理解不足（虐待にあたるという認識がない）」「生活習慣や考え方が異なること。言語の問題で相談や手続き等の理解が難しい。文化の違いがあり、子どものしつけに対する考え方が違う。親が子どもをしつけのために叩くことが正当化される。」等の回答があり、異文化に対する戸惑いが現れている。

言葉、文化の問題以外では、法制度に関すること、機関連携に関することなど、その他の回答があげられている。

- 法制度・機関連携

「外国人に対する法制度が複雑、なじみがない」「無国籍の子どもの場合、現実的に就籍は児童相談所職員が対応しており、大使館等の積極的対応を希望したい。」「在宅支援において、責任をもって家庭に関わり、コーディネートしていく機関がない。」などの回答がある。入国管理等の法制度を理解するための研修の機会や、制度の谷間に落ちてしまう子どもへの支援体制の整備、な

どが求められている。また、直面する問題ごとに対応する機関が異なり、結果的に複数の機関が家族に対するのだが、連携がなされず困難である旨の回答も見られている。

- 孤立

「異国の地で、孤立感、被害感などを抱いており、相談以前に敵対的になっていることが多い。」「生活スタイルの違い、価値観の違いが大きく、相手の文化に対する知識がないので指導に苦慮する。日本で差別的待遇を経験している保護者が多く、日本人に対する不信感が強いので、関係を取りにくい。」少数派であることによる孤立感を感じているケースの存在が浮かび上がる。

- その他

「生活(経済)問題」「短期で転居を重ねるケースが多い」「生活歴等がわかりにくい。」調査困難、経済的困窮などの問題があげられているが、これは他国籍ではないケースにも起こりうる課題である。

(4) 子どもへの対応の課題

まず、コミュニケーションについては、通訳の有無にかかわらず微妙なニュアンスが互いに伝わりにくかったり、制度や状況の説明が難しい、子どもの意思の把握やそもそもこちらの意図がどの程度伝わっているのかも不明であるといった現状が挙げられた。また、母国語を話せないことで偽りのことを言われていないか疑心暗鬼になるといった子どもとの信頼関係構築の難しさや、心理判定が困難で発達状況の確認が難しいといった課題も挙げられていた。

また、一時保護所での生活において顕著に表れてくるのが、食生活の問題である。宗教上の理由による食事制限への特別な配慮には応じているものの、食習慣や入浴など生活習慣の違いなどから子どもが一時保護所に適応するのにさらに時間がかかってしまうことも多い。また、言語や文化、肌の色の違いなどから子ども集団にとけ込めなかったり、トラブルが生じる、子どもが不安定になってしまう、職員の指導が入りにくいなど、集団生活ゆえの指導上の困難さも挙げられていた。

次に、法制度や国籍に関するものとしては、強制送還も視野に入れた先を見据えた支援方針を立てることの難しさという問題がある。保護者の帰国が決まることで子どもへの支援が突然断たれてしまったり、あるいは児童福祉法の対象でなくなる 18 歳以降の支援継続が困難であり、子どもの福祉的視点に立った支援の継続性の問題も大きい。また、健康保険未加入の子どもが多く、疾病や障害のある子どもの支援に苦慮した例や、不法滞在ゆえに顕著な発育の遅れが見過ごされていたもの、予防接種のための費用捻出などの問題も指摘された。

子どもの教育保障に関するものでは、無国籍や不法滞在、あるいは住居が定まっていないことから未就学・不登校状態の子どももおり、学力の遅れを招いている現状もある。子どもの、日本語の理解力不足による授業・学校不適応の問題も多く、そもそも、個々の子どもの日本語力に適った教育体制や日本語教育が受けられる場がないという、教育体制の課題についても挙げられていた。

また、子どものアイデンティティ形成など心のケアに関する課題も多く指摘されていた。無国籍であったり、きょうだいによって国籍が違う子ども、国籍を喪失した子どもが、自分の状況をどのように認識し受け止めるのかといった問題や、日本でアイデンティティの確立がある程度されている子どもが、突然強制送還された場合の母国生活への適応の問題も大きい。さらに、マイノリティ意識などから生き辛さを抱えていたり、親の通訳代わりや親との価値観のギャップといった親へのさまざまな葛藤を抱えている子どもなど、子ども自身の戸惑いや心の混乱をどのようにケアしていくかといった課題が指摘されていた。

(山屋春恵)

2-4. 外国籍・無国籍児童ケースへの対応等についての研修等の実施

研修指導等の有無については 138 カ所から回答が得られ、「あり」11 カ所（8%）、「なし」127 カ所（92%）であった。実施している児童相談所は1割にも満たない。子ども虐待対応等に追われる現状の中で、数少ない外国籍・無国籍の事例に対しての研修等の時間は確保しずらい現状と考えられる。しかしながら、何が他の文化の課題を扱う際に留意されないといけないか等が理解されていない可能性もあり、相談業務におけるカルチュラル・コンピテンスの確保の課題がある可能性がある。

2-5. 外国籍・無国籍ケースに対応する場合の連携

連携した事例のない機関も含めてみてみると、「事例なし」が7割を超えていた機関は、「教会・宗教団体」109 カ所（82.6%）、「保護者の職場」100 カ所（76.3%）、「外国人支援団体」96 カ所（73.8%）、「家庭裁判所」92 カ所（70.8%）であった。一方、連携の取りやすさに関わらず、半数以上の児童相談所が連携していた機関は、「市区町村（福祉事務所・国際交流課等）」85 カ所（64.4%）、「警察署」80 カ所（60.2%）、「教育委員会（市区町村・都道府県）」68 カ所（52.7%）であった。（表 10）

次に連携した事例がある場合のみを抽出して、児童相談所から見た連携の取りやすさについて、7割以上が「連携を取りやすい」と回答したのは、「保健所・保健センター」56 カ所（94.9%）、「市区町村（福祉事務所・国際交流課等）」77 カ所（90.6%）、「子どもが通う学校（日本人学校・外国人学校）」57 カ所（89.1%）、「警察署」71 カ所（88.8%）、「婦人相談所」40 カ所（87%）、「教育委員会（市区町村・都道

府県）」59 カ所 （86.8%）、「家庭裁判所」30 カ所（78.9%）、「病院・医療機関」37 カ所（78.7%）であった。また、「連携を取りにくい」が７割以上を占めるのは、「保護者の職場」27 カ所 （87.1%）、「大使館・領事館」36 カ所 （80%）であった。比較的「連携が取りやすい」と「連携が取りにくい」の割合が近寄っているのは、「入国管理局」36 カ所 （60%）、「教会・宗教団体」13 カ所 （56.5%）、「外国人支援団体」18 カ所 （52.9%）であった。（表 11）

2-6. 通訳

(1) 通訳の利用実績

通訳の利用を行った児童相談所は、回答のあった 127 カ所の児童相談所のうち 33 カ所（26.0%）であった。４分の３の児童相談所では、通訳を必要とするような事例の発生がなかったか、利用をしていない反面、15 回を超える通訳の利用をしている児童相談所も５カ所あり、全国的に見て利用の幅が大きいことが分かった。（表 13）

(2) 利用した言語

通訳の具体的な利用について、最近利用した 5 回分の通訳利用内容を質問したところ、41 児童相談所（29.3%）より回答が得られた。10 カ所以上の児童相談所で回答があったものをみると、ポルトガル語 15 カ所（36.6%）、タガログ語 12 カ所（29.3%）、スペイン語 12 カ所（29.3%）の順であった。その他の言語については、中国語 7 カ所（17.1%）、タイ語 6 カ所（14.6%）、英語 5 カ所（12.2%）、韓国語 1 カ所（2.4%）、インドネシア語 1 カ所（2.4%）、ロシア語 1 カ所（2.4%）、ベトナム語 1 カ所（2.4%）、ラオス語 1 カ所（2.4%）、フランス語 1 カ所（2.4%）であった。（表 15）

(3) １回あたりの単価

1 回あたりの単価については、「無料」39 カ所（50.6%）、「3 千円未満」6 カ所（7.8%）、「5 千円未満」11 カ所（14.3%）、「1 万円未満」19 カ所（24.7%）、「3 万円以上」2 カ所（2.6%）であった。（表 18）

単価について 3 万円以上だったのはスペイン語とロシア語であった。国際交流会館やボランティア等などに依頼できる場合は安く済むが、逆に依頼できない場合業者等に通訳料等を支払うこととなり、高額になることが予想される。（表 20、表 21）

2-7. 外国籍の人のための相談ガイド等設置状況

(1) 子ども家庭相談の案内（児童相談所）

児童相談所における子ども家庭相談の案内について設置している児童相談所は９カ所であった。その内訳は、英語 9 カ所（100%）、中国語 4 カ所（44.4%）、ハングル語 5 カ所（55.6%）、スペイン語 2 カ所（22.2%）、ポルトガル語 1 カ所（11.1%）であった。また、その他にフランス語の案内を設置している児童相談所があった。（表 22）

(2) 子ども家庭相談の案内（自治体）

自治体における子ども家庭相談の案内は、11 カ所の児童相談所で設置されていた。その内訳は、英語 10 カ所（90.9%）、中国語 4 カ所（36.4%）、ハングル語 5 カ所（45.5%）、タガログ語 5 カ所（45.5%）、スペイン語 4 カ所（36.4%）、ポルトガル語 5 カ所（45.5%）、タイ語 1 カ所（9.1%）であった。（表 23）

(3) 一般的な生活案内

自治体における一般的な生活案内については、28 カ所の児童相談所に設置されていた。その内訳は、英語 27 カ所（96.4%）、中国語 21 カ所（75%）、ハングル語 18 カ所（64.3%）、タガログ語 12 カ所（42.9%）、スペイン語 15 カ所（53.6%）、ポルトガル語 17 カ所（60.7%）、タイ語 4 カ所（14.3%）、であった。その他には、ベトナム語、フランス語、ロシア語、ドイツ語などが挙げられていた。（表 24）

(4) 子ども家庭相談案内の今後の設置予定と使用意向

外国人の相談が増加する中で、子ども家庭相談を今後設置（作成）する予定について尋ねたところ、無回答の自治体を除き、全ての児童相談所で作成する予定がないことが明らかになった。

しかしながら、今後、子ども家庭相談案内が用意されれば使用するか尋ねたところ、「はい」107 カ所（84.3%）、「いいえ」20 カ所（15.7%）であった。作成する予定がない一方で、多くの児童相談所が作成すれば使用すると回答した。（表 28）

2-8. 平成 19 年度における外国籍・無国籍の子どもを一時保護したケースの内容

外国籍・無国籍の子どもを一時保護したケースについての実態を把握するため、ケースの概要を把握した。

(1) 性別・年齢

対象事例の性別は「男性」154 人（47%）、「女性」174 人（53%）であった。

年齢層は「～3 歳」89 人（27.2%）、「4～7 歳」88 人（26.9%）、「8～10 歳」51 人（15.6%）、「11～13 歳」53 人（16.2%）、「14～16 歳」43 人（13.1%）、「16 歳～」3 人（0.9%）であった。16 歳以降が少ないことを除いては、7 歳までの保護が比較的多いものの偏りは少なかった。（表 29、表 30）

(2) 地域

「東南アジア」176 人（53.7%）、「南米」59 人（18%）、「東アジア」43 人（13.1%）、「南アジア」22 人（6.7%）、「中近東」5 人（1.5%）、「ヨーロッパ」4 人（1.2%）、「北米」2 人（0.6%）、「オセアニア」1 人（0.3%）、「複数地域」3 人（0.9%）、「不明・無国籍」13 人（4%）であった。（表 32）

(3) 相談種別

「養護（虐待）」83 人（25.5%）、「養護（それ以外）」213 人（65.5%）、「障害」2 人（0.6%）、「非行（ぐ犯）」18 人（5.5%）、「非行（触法）」8 人（2.5%）、「性格行動」2 人（0.6%）であった。年齢と相談種別について比較を行ったところ、14 歳以降については非行相談が 3 分の 1 程度を占めるものの、全ての年齢層で虐待の有無にかかわらず養護相談に集中していることが分かった。（表 33）

(4) 指導内容

「助言指導」37 人（11.3%）、「継続指導」81 人（24.8%）、「児童福祉司指導」19 人（5.8%）、「施設入所」95 人（29.1%）、「里親委託」10 人（3.1%）、「一時保護」277 人（84.7%）、「その他」17 人（5.2%）であった。（表 34）

(5) 永住希望の有無

永住希望の有無について尋ねたところ「あり」132 人（41.8%）、「なし」53 人（16.8%）であった。（表 35）

（有村大士）

V．考察

1．子どもの権利条約とカルチュラル・コンピテンス

1-1. カルチュラル・コンピテンスの重要性

先述のように、子どもの権利条約における社会的養護の文脈では、第 20 条に掲げられているように、「解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の積極的、宗教的、文化的および言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。」（訳：日本ユニセフ協会、2009 年 4 月現在）ことが明記されていることは既に述べた。もちろん、子どもへの権利侵害を防ぎ、安全を確保するために日本の国内法に応じた対応が行われるのは必要なことである。しかしながら、現状の一時保護、および社会的養護の文脈では、子どもに一時保護所や施設の文化への適応を求めざるを得ない構造となっている。例えば、食事の例をとっても、宗教によっては、使われている食材としての豚肉、あるいは牛肉の使用などは大きな要素であると言えるが、それらの課題に十分に対応できる情報提示、あるいは知識、専門性を確保するのは容易ではない。子どもが親元に帰る場合の再統合のリスクを少なくする意味でも、あるいは自立する場合においても、その子どもの出自や家族の文化を尊重し、アイデンティティの危機を防ぐ[i]意味でも、子どもの持つ文化的背景を大切にする必要がある。

1-2. カルチュラル・コンピテンスと倫理的ジレンマ

例えば世代間で虐待が連鎖している場合など、行き過ぎたしつけや性的虐待などが負の家族の文化として伝承されている場合などは、例え同じ「家族の文化」であっても、負の家族文化の悪循環を断ち切ることを重視し、子ども虐待の文化自体を解決すべき問題としてとらえるのは当然であろう。しかしながら、家族の文化と子ども虐待に対しての倫理的な構造を考えると、「子どもの安全」と「家族の文化」のどちらを尊重するのかについて、そのさじ加減が難しく、倫理的ジレンマを伴う状況が想定される。倫理的ジレンマの解決にはさまざまな方法があるが[ii]、例えば全米ソーシャルワーカー協会（NASW）等では倫理スケール[iii]を開発している。倫理スケールとは倫理的ジレンマを伴う事例に対応する場合に、諸処の重大性を判断するための基準である。もちろん文化的な背景の違いにより、そのまま北米の倫理スケールを当てはめるのは難しいことが予測される。しかしながら、日本の子ども家庭福祉における倫理スケール等を開発し、社会的なコンセンサスを得ていく作業は、カルチュラル・コンピテンスに関する課題解決に留まらず、すべての倫理的ジレンマの対応場面に有効となることが予想できる。

2．外国籍・無国籍ケースの対応の現状と課題

2-1. 児童相談所におけるカルチュラル・コンピテンスの概観

本調査の結果を振り返ってみると、研修等が行われているところは 11 カ所（8%）に留まった。（表 8）加えて、児童相談所における子ども家庭相談の案内を設置しているところは 9 カ所（6.4%）に留まった。（表 22）また、児童相談所、都道府県・市町村に関わらず、子ども家庭相談の案内、一般的な生活案内で整えられているのは英語が多く（表 22ー26）、個別の事例でフィリピン、タイ、ブラジル、韓国等が挙がってきているのと比較してミスマッチが考えられる。（表 31）また、現在児童相談所の子ども家庭相談案内の設置が低率に留まり、かつ子ども家庭相談案内を作成する予定を持つ児童相談所が皆無に等しい中（表 27）、逆に子ども家庭相談案内が用意されれば使用するという児童相談所は 8 割を超えていた（表 28）。つまり、児童相談所におけるカルチュラル・コンピテンスを担保するための案内等

についてニーズは存在するものの、ノウハウ等の蓄積が進んでいる自治体は少なく、情報の共有することなどが必要不可欠な現状と考えられる。

2-2. 不景気の影響

本研究の事例収集期間においては、現在世界が直面する不況の足音はまだ聞こえていなかった。しかしながら、世界的不景気の大きな波の中で、特に製造業に従事する外国人に対しては厳しい現状が続いていることは否めない。派遣やアルバイト、臨時雇いなどの雇用が極端に減少している中で、親の失業等に伴う子どもの不登校などの課題も大きく、児童相談所による何らかの対応が必要なケースが増加しているのは明らかと言える。

3．児童相談所におけるカルチュラル・コンピテンスの担保

以上述べてきたように、児童相談所の文化的背景への対応には、さまざまな留意事項や専門性が求められる。カルチュラル・コンピテンスについて児童相談所運営指針等にも盛り込まれる必要があろう。加えて、研修や通訳の確保に加え、多様文化に対応できる文化的コーディネーターの配置などが対応として考えられよう。

3-1. 研修

現在、カルチュラル・コンピテンスの担保のため、研修等を実施している児童相談所は 11 カ所（8%）に留まった。（表 8）この背景には、児童相談所において、これまで文化的な背景の異なった相談に直面していないこと、あるいは国内法での対応に留まり、カルチュラル・コンピテンスの担保そのものの必要性が理解されていない現状が考えられる。自分自身が持つ多文化に関する感覚を自己覚知することや、多様な文化、その風俗・習慣や対応の留意点について研修が行われる必要があろう。特にワーカーそれぞれはもちろんだが、加えて機関としての対応が考えられるべきである。従って、児童相談所運営指針等に盛り込んだ上で、児童相談所長への研修、およびスーパーバイザー研修等において、文化的な背景についての留意事項が周知される必要があろう。

3-2. 通訳の確保

通訳の確保については、各地域における連携可能な資源が異なっており、特に外国人が少ない地域、あるいは相談の少ない言語に関しては通訳の確保が困難であり、多くの経費が必要となっている実態がある。

地域の連携可能な資源を確保すると共に、通訳に関しての予算が何らかの形で確保される必要がある。また、国としても各国の大使館に日本の子ども家庭福祉の法律やその対応、あるいは相談が発生した場合の具体的な連携について周知を行い、ネットワークを作っておくことは必要不可欠と言える。

3-3. 文化的コーディネーターの配置

先住民族が居住しており、その後文化的な背景の異なる集団（白人）が入植した歴史的背景を持つ国々では、文化的背景の違いによる問題は古くから議論され、先住民族の持つ文化の重視するための方策が模索されてきた。日本でも、アイヌや琉球など固有の文化を持った先住民族に対して、 融和や同化という形で日本人、あるいは日本文化へ取り込もうとする施策が行われてきた歴史的背景がある。現在では一方で、その固有性を認める施策のあり方について十分に議論が行われているとは言い難い。また視点を変えてみると、個人の権利としての文化的背景の尊重について、社会的コンセンサスが十分に得られたとは言い難い現状である。

例えばニュージーランドやカナダでは、先住民族の子どもに対するサービスを決定する際に、子どもの権利や子ども家庭福祉に精通した、その文化自体にネイティブな文化的コーディネーター等が配置されている。わが国においても、すぐにとはかないが、各児童相談所に配置された場合、文化的背景について児童相談所が判断に迷う場面、あるいは子どもの最善の利益を護る場面で大きな役割を果たすと思われる。都道府県の国際交流課などと連携を図ることも重要である。さらにそれに加えて、まずは各国言語に対するサービスは難しいにしても、各児童相談所に多様文化に対応できる文化的コーディネーターの配置を検討する必要があろう。

3-4. 情報の共有

多様な文化的背景を持つ相談に対して、もちろん研修、あるいは理解が進むことは必要不可欠である。そのためにも、対応事例を収集し、特にそれぞれの文化的背景に応じてどのようなニーズが多いのか、あるいは対応方法などについて情報を共有することの必要性が示唆される。

3-5. 窓口受付票の作成

各児童相談所において、必ずしも外国人からの相談が多いわけではない。また、常時外国語の分かる担当者を配置することは難しい。そこで、子ども家庭相談案内等が重要になるのであるが、本研究班の分析ではマニュアルを作るまでには情報が得られていない。従って、ひな形として、児童相談所、市町村窓口において相談に訪れた方が感じている問題が把握でき、適切な相談機関につなげられることを目的に窓口受付票を作成した。作成したのは英語バージョンであるが、今後各国語バージョンが作成されることが求められる。

VI. おわりに

カルチュラル・コンピテンスの問題は、国内ではまだ事例に以下に対応するかに留まって、積極的に個別の文化に適した対応を行おうという雰囲気が醸成されているとは言い難い面もあろう。しかしながら、国際的に考えてみると、特に北米・欧州をはじめとした先進諸国では大変重要な視点であり、わが国の子ども家庭福祉においても、子どもの権利を守るためにさらに重要視される必要がある。

（高橋重宏・有村大士）

---

[i] 特に北米・オセアニアにおいては、白人（WASP: White Anglo-Saxon Protestant）のソーシャルワーカーが WASP の文化が最も優れているという考えを基に、先住民族の子どもを白人家庭に里子に出すような事例も多かった。しかしながら、その子どもが自立する際に、例えばキリスト教だけでなく、衣食住も含めた文化の違いから、もとの家族やコミュニティのもとにも戻れず、社会からは先住民族としての扱いを受ける中で、アイデンティティの危機（アイデンティティの喪失）等の問題が起こる事例も多かった。そのため、 先住民族や異なる文化的背景を持つコミュニティの文化的背景の軽視、あるいは意識されるレベルに留まらず、気付いていない潜在的な個人レベル・社会レベルでの差別についての指摘が行われてきた経緯がある。このような背景を踏まえ、カルチュラル・コンピテンスが重要な要素として議論されてきた。また、カナダを中心に多様文化を重要視するマルチカルチャリズムの考え方につながってきた。その中で、子どもが家庭から離れてサービスを受ける場合、出来るだけ同じ文化的背景を持つ里親、あるいはその文化的背景を尊重できる環境の保障が重要視されるようになった。

[ii] 例えば、解決の手順としては、①情報の収集、②倫理上のジレンマかどうかの判断、③自分の役割の決定、④優先順位の決定（ここで倫理スケール等が活用される）、⑤スーパーバイザーなどとの共有、⑥選択肢の探索、⑦選択肢の重み付け、⑧結果の検討、⑨試験的な解決、⑩専門職業界の視点から評価を想像、⑪整理して決定、⑫実施、⑬行為の結果を評価、等がガイドラインとして示される。（[北島英治，副田あけみ，高橋重宏他(2002)．ソーシャルワーク実践の基礎理論．有斐閣.51-54.]より転載）

[iii] 例として以下のような倫理スケールを設けている。
①生命・生活の保護、②自立、自律、自由の維持、③機会やサービス利用の平等の促進、④QOL の促進、⑤プライバシーや秘密保持の権利の尊重、⑥雇用組織のルールや規則に沿った実践など（数字の若い方を優先）
（[北島英治，副田あけみ，高橋重宏他(2002)．ソーシャルワーク実践の基礎理論．有斐閣.53.]より転載）

これらについては、日本の子ども家庭福祉の現状に沿ったものが整えられる必要があろう。現状に即して考えると、児童相談所運営指針には子どもの最善の利益という言葉は出てくるものの、ジレンマの解決等についてのガイドライン等は示されておらず、現場での対応に任せられている現状である。これらのジレンマの解決には、児童相談所の持つ価値観自体が問われている。公的な社会サービスを提供する機関として、価値の問題をどのように捉えるかは今後課題となる要素といえる。

集計結果

表1.　管轄地域内の実態

	平均値	最小値	最大値	度数	
				有効	欠損値
管轄地域内の総人口	63.5万人	6.2万人	264.4万人	140	0
管轄地域内の児童人口	10.5万人	1.0万人	37.5万人	140	0
管轄地域内の外国籍・無国籍人口	1.6万人	71	3.9万人	82	58
管轄地域内の外国籍・無国籍人口の割合	1.7%	0.3%	17.4%	82	58

表2.　外国人が集住する地域の有無

	度数	%
あり	30	22.6
なし	103	77.4
合計	133	100.0
欠損値	7	

表3.　外国籍のケースに対応する際、困難を感じること

全般的課題

- 1にも2にも言葉が通じないことからくる問題。通訳がいないと面接中ずっとイライラしていたケースがあった。
- 言語、習慣の違いによる共通理解を得ることが困難。
- 言葉によるコミニュケーションがとれない場合もあり、適切な通訳（できれば福祉に通じた）が確保されればと思う。
- 保護者、本児のことば（日本語がわからない、理解できない）。外国の風習の違い。外国の法律の違い。
- 言語や生活習慣などの違いから、考え方も違う。誤解や摩擦が生じやすい。
- 言葉・文化
- 言葉、文化、習慣等の違いにより、相談援助活動に最も重要な信頼関係の構築を図ることが難しい。また、その確認も難しい。
- 言葉以外にも、生活文化、育児観（養育観）、価値観などの相違による課題。
- 生活習慣や言語の違いから意思疎通が困難。
- 言語、文化、宗教の違い。
- 言語による意思の伝達が困難であること。生活・文化・習慣の違いから児童福祉制度の理解を得るのに困難であること。
- 言葉が通じない。文化の違いがある。
- 言葉は通じても日本語が読めない場合、困ることがあった。しつけに対する考え方の違いにより虐待を理解してもらうのに時間が要したことがあった。
- 児童あるいは保護者とのコミュニケーションの難しさ。保護者が言語や文化を理解できる相談機関がほとんどない。
- 言葉がよく解らないため、生育歴や、保護に至る経過について聴取することが困難である。在留期間の延長や無国籍ケースに係る国籍取得について、支援しているところであるが、保護者所在不明等の理由から手続きを進めることが困難である。
- ことばが通じない。
- ことばの問題が大きいと思います。
- コミュニケーションがとりづらい。
- 状況聴取時の正確な通訳が必要であるが、通訳の出来る職員を配置していないので、緊急的対応が困難になる可能性がある。
- 言語が通じず、コミュニケーションがとれない。
- 主訴がつかめないため、どこで相談するのか適当なのか把握しづらい。
- 言葉の壁があり、コミュニケーションが成り立たず相互理解が困難である。
- 言葉の問題。
- 言葉の問題。明確にこちらの意図が伝わっているのか、こちら側が母国語を話せないことで偽りのことを言われていないか、疑心暗鬼のところがある。
- 言葉の問題（コミュニケーション）。
- 言語面でのコミュニケーションが十分図れない場合がある。
- 日本語が通じにくい。通訳をお願いするには手続きが頻雑すぎる。
- 言語での意思疎通が困難。
- 適時、迅速な通訳者の確保が困難。
- 母子保健センターから紹介の発達相談以外は、通訳がいないので、親が通訳を同行する場合が多い。よって、虐待相談の場合、親が本当のことを言っているのか児相の意向が正しく伝わっているのかわからず意志疎通が困難。
- 通訳を雇う予算もない。
- コミュニケーション。
- コミュニケーションが不十分（理解ができない時もある）。
- 会話による意思疎通が困難（特に少数派）で英語以外の通訳を即時に確保も難しい。通訳にかかる守秘義務の問題がある。近隣から孤立している場合もあり、地域や関係機関との連携や相談システムが確立していない。通訳がいなければ施設入所の手続が困難。
- 外国籍であるという要因による特別な課題は感じられないが、保護者とのコミュニケーションに関しては、配慮を要すことがある。
- 言語が異なる場合の対応等、（通訳の確保等）文化や生活習慣の違いから、一時保護や施設入所などの対応に困難が生じることが予想される。
- 言葉が壁となりコミュニケーション不足。
- 言葉による意志疎通が十分できない。
- 言葉のコミュニケーションがとりづらい。
- 言葉の関係で通訳を介さないと内容をお互い理解できない場合があると考えられる。
- 言葉の問題から意思疎通が困難。
- 言葉や意志の疎通をどうやればとれるか。制度説明やその理解をどうすれば得られるか。
- 相互に、言語の問題が大きく、相談そのものが成り難いことがある。風俗習慣のちがいから、日本的な価値観にもとづく指導を受け入れ難いことがある。言語の問題が大きい場合、同じ国籍者間で作るネットワークに依存してしまうことがある。

- 日本語の理解が不充分で意思疎通が図れないことが多い。生活歴等がわかりにくい。行動様式や意識の持ち方など日本人の感覚では理解が難しいことがある。
- 意思疎通のため、通訳が必要になる。
- 職権保護や 28 条申し立てなど、不利益処分を行う場合、適切に説明する必要性から通訳が必要となる。
- 通訳が必要だが、予算出所がない。
- 通訳の確保、調整に時間がかかる。
- 通訳の確保。
- 外国籍等のケースは年間数件程度あるが、日本語で意思疎通できないケースもあり、通訳者の確保に考慮している。「県」として通訳者は県庁に居るが、児相の相談には柔軟に対応できない。通訳者が継続的に確保できないために、継続指導等の援助方針をとれず、助言指導や訓戒、誓約指導とせざるを得ない。
- 事例はないが、通訳の問題は生じるであろうと思われる。
- 通訳が必要な場合、金銭面も含め、対応が困難である。
- 通訳利用をするにあたり、誰に、いつ、予算等、事前に検討することが必要となる。そのため情報収集が課題。
- 子育ての文化の違いにより、相談関係者の関わりを拒み、親類・縁者によって、かかえ込んでしまう場合が多い。
- 社会制度が異なるため、生き方、考え方の共通部分がどこにあるか把握するのに時間がかかる。
- 文化、価値観などの違いで、誤解を生じたり、軋轢を生んだりする。
- 教育に対する考え方も違う。
- 文化の問題。
- 文化の問題。生活習慣が異なるので、ましてや宗教上の問題が生活習慣に反映される国の場合、日本とは全く考え方が異なるので対応に苦慮するところがある。
- 文化の違いへの理解（逆に日本の文化、又は対応を理解してもらうこと）。
- 子どもの養育に関する文化的差違のため、ケース保護者に十分な指導ができにくい。
- 日本のシステムを説明しても、文化の違い等でわかってもらえない。
- 文化、価値観の違い。
- 風習、習慣の違いから子どもの養育に関する考え方の違い。
- 文化、風習の違いからの理解不足。
- 国民性の違いか、親子関係、進路など日本人の感覚と異なる部分がある。
- 子育てに対する文化的背景が異なる（体罰を肯定するところが多い）。
- 生活習慣・文化の相違による夫婦間の争い、ＤＶ、子どもに対する虐待。
- 文化が違うことからそれにともなう行動が児相として理解できない。
- オーバーステイや不法入国で行政も把握できていない外国人とその子どもについては福祉・保健・教育の網から漏れており、最低限の生活基盤が整っていないことがある。日本で生まれていても、戸籍なし、国保への加入もできていないこともあり、児相の業務の中では施設入所や一時保護対応で、外国籍の子どもにも日本人と同様の権利保障ができるが、一旦引き取られると無保険とならざるをえない。
- 管内にインドシナ難民を対象とした定住促進センター（１９７２、１２月～１９９６、３月）があった関係上ベトナム人が多く、特定の地域に集中して暮らしている。そこの県住や市住では半数がベトナム人世帯であり、学校も１００人ほどの子どもが学んでいる。近年親子とも全く日本語が話せない世帯の流入が増え、その家庭は世帯員も流動的で、犯罪がらみの人も目立ち始め対応に苦慮している。
- 婚姻関係、親子関係などをはじめ、生活の実態がつかみづらい。
- 家族、親族の生活実態を把握することが困難。
- 国内法体系だけでは支援しきれない場合がある。国内法でも入管、ＤＶ、児福等法体系が整合性のとれていない面がある。
- 無国籍も含め、不法滞在だと保育園など公的サービスが使えないことがある。
- 外国人に対する法制度が複雑、なじみがない。
- ビザや国籍取得にかかる手続きが非常に難しくまた時間もかかるが、マニュアル等なく、また一本化した窓口となってくれる機関がないため、どのようにしていったらいいかわからない。個々人での対応となる。
- 国ごとに対応法が異なる。それぞれの国ごとに方法が確立されていない。国ごとの対応マニュアルがない。大使館に対して児相が個別に対応する場合が多い。門前払いされることもある。無国籍で国籍を得る手続は児相だけでは困難。
- その国の法律や国際法に関する細かな内容を知りたい時、どこ訊けばいいかわからない。
- 虐待の認定に関わる作業であり、外国の訴訟事情もあわせて考えると、合法性と正確さが問われる。
- 日本で生活をする上での、パスポート、国籍、残留資格等の取得にかかる手続きの困難性。
- 戸籍、離婚等の問題については、相手国の法律が不明で困難を感じた。
- 日本国籍取得の手続きは、児童相談所と里親、児童養護施設が個々に連携して対応しているが、厳密な手続きも要請される。外国籍・無国籍児童の日本国籍取得に向けた手続きを国が定めるべきである。
- 法令、制度等を把握することが困難。
- 国籍国との法制度の相違。
- 国籍取得や在留許可更新等、手続きの煩雑さ。
- 無国籍児童の場合、国籍取得まで手続が煩雑であり、時間もかかる。
- 短期で転居を重ねるケースが多い。
- 保護者の住所移動が頻繁に行われることから、相談中に関わらず場所が不明になる状況が有る。
- 不法滞在例もみられ、発覚を恐れて、出生届けなどがなされない。
- 児童相談所で取り扱う事例は、不法滞在の逮捕、虐待の関わりで発覚した不法滞在の事例が多い。無国籍の場合、日本はおろか当該国にも出生届を出せない事情のケースが多い。不法滞在逮捕・拘留事例は入管が関与するため、出生届は児相で全て対応しない場合もある。しかし、子どもも不法滞在での逮捕要件のため、入管への出頭または確認、一時旅行許可申請など事務が繁雑となる。預かった後に保護者が行方不明となると、不法の保護者の子は手続きが取れず、将来の自立が難しくなる。日本で生まれた

無国籍児童達への日本国籍取得の道が開かれることが解決要件と感じている。
- 無国籍児童の国籍取得の手続き…等は手間がかかる。不法滞在ケースについて、児童の在留資格の取得が難しいことがある。
- 離婚の成立は、どのように確かめるのか等、法律面で不明な点がある。
- 外国籍であるという出生証明書をその国から取りよせるのに時間がかかる。申請をしても外務省の結果待ちとなる。
- 国籍問題に対する基礎知識不足。
- 生地主義と血統主義などで国籍取得の要件が異なる。
- 在留資格のない保護者が養育している子どもへの支援の問題。
- 身分関係がわかりにくい。親子関係や婚姻関係など、当事者の話を鵜呑みにせざるを得ない場合がある。
- 無国籍の子どもをつくらない。
- 出生届のないケース。不法滞在となっているケース。３００日問題で、出生届を出すと前夫の戸籍に自動的に入ってしまうケース。
- 親に就籍の希望がない場合、就籍はほとんど不可能に近い。
- 不就学、無保険など社会的不利益下に置かれているケースが数多くある。風習、文化からくる養育観からか「過度の躾」で、虐待をしている事例がある。外国人親の置き去りや棄児、または蒸発など行方不明のケースがある。
- 未婚の母が慰謝料等の裁判後就籍させるということで２年近く住民登録及び就籍を行なわず役場より催告等し役場が職務権限で就籍及び住民登録したケースが１例あった。（祖父母宅で祖父母が監護）。児相で指導し役場と連携して就籍等に至った。
- 無国籍による不利益（就職等）があり、支援が困難な場合がある。
- マイノリティの立場に置かれることが多いためか、公的機関ともなかなか信頼関係を築きにくい。
- 管轄地域にＡ地域という外国籍の市民を多く抱えるエリアがあるが、生活、教育、就労など多くの領域でそのサービスが十分とは言えず、関係機関は対応に苦慮している。
- 無国籍の子どもの場合、現実的に就籍は児童相談所職員が対応しており、大使館等の積極的対応を希望したい。
- 実態はどこが把握しているのか不明。
- 緊急一時保護を求められることが多いが、保護者も児相としてのケースワークが困難。
- 外国籍等の児童の問題を解決するには、入国管理行政での指導の強化が期待される。
- 相談につながる道筋が、当該者にまで周知されていない場合が多い。→情報の伝え方に工夫が必要。
- 入管に児童保護施設を整備してほしい。
- 基地外に住んでいる軍人・軍属は、日本の法律で対応可能であるものの、基地外に住んでいる米軍人・軍属は、外国人登録していないために、虐待が起こった場合に基本情報としての住所や家族構成の取得が困難である。
- 地域から孤立しがち。
- 逆に外国人母子世帯等、支援者に乏しく、孤立化、ネグレクトになり易い。
- 問題が発生して、相談となる訳だが、それに至るまでに家族への支援が十分にされていないケースだった。日々の生活の中で、保護者への支援が行われていれば、他の結果になることも十分考えられたと思う。
- 地域とのつながりが少なく、孤立していることによる支援の難しさ。
- 労働条件が厳しく、生活環境の改善が難しい。
- 生活が安定していない。
- 経済的にも不安定である。
- 外国人コミュニティー相互扶助により、問題が表面化しにくい。
- 親の関係者への対応に苦慮。ｅｘ、児相に押し掛けられる。面会要求、引取り要求ｅｘｃ。
- 情報が限られている。
- 出入国の確認が、児童福祉の立場では情報が得られない。
- 情報が少なく対応に苦慮（親・子それぞれの情報）。
- 統計の集計をしていないため、不法残留等による外国籍・無国籍の児童の増減しているかの傾向は明らかでないが、実感としては増加しているとの印象を受けている。
- 無国籍の場合、国籍をとるのにかなりの時間がかかる。
- 先々の予定・方向性が不明のまま（確認できないまま）ただ保護している状況有り。
- 支援してくれる親族等が国内にいないケースが多い。
- 不法滞在のケースは将来の見通しがたてにくく対応に苦慮する。
- 不法滞在摘発により、警察・入管より依頼された一時保護ケース・どこでどのように保護すべきか悩む。
- 「外国籍」であるから、ということでの問題はなかった。
- 一緒に連携したり、ケースをフォローしてくれる機関が少ない。
- 帰国がいいのか、日本残留がいいのか、判断が困難な場合がある。
- 言葉、宗教上、子育てを含む文化上の制約・習慣。
- 当所のあつかいケースは、重篤な問題をかかえた事例がなかったため、通常の対応で当面足りている。

表4.　連携機関の課題
- ＮＰＯ等は、日常的に連携していないと協力が得られない。
- 通訳は、同行訪問や継続指導に限界がある。
- タイ国籍の児童が特別在留資格を取得する際に、タイ大使館と東京入管職員の連携があり、スムーズに手続きを行うことができた。児童であることから、早く安定した生活を送らせたいとの配慮が働いた結果と思われる。
- 外国人支援団体との連携が体制上整っていない。
- 外国人支援団体との連携を嫌がる機関がありネットワークをつくりづらい。
- 通訳の依頼先が少ない。
- 支援団体が少ない。
- 外国人理解のない場合。
- 概ね義務教育は受け入れられているが、不法滞在の場合は自治体により異なる。
- 保険証の交付が困難がある。
- 概ね良好。
- 各機関で把握している情報が少ない。
- 責任の所在が不明確で、中核となる機関がない。
- 機関及び対応する人によって対応の差があり、また限られた部分しか対応されてないことが多く、たらい回しにされることもある。

- 民間支援団体の実体がよくわからず連携があまりできていない。
- 教育や外国人サポート機関との連携において、細かなコミュニケーション不足からくるトラブルがある。
- 軍人・軍属が虐待を行った場合に米軍基地内にある関係機関（ファミリーアドボカシー）に連絡することになるが、日本語がちゃんと伝わらない場合がある。
- 情報を米軍側に流す時、正確な通訳が必要とされる。また、その対応は緊急な場合が多く、通訳者の確保や通訳におけるミスから重大な事態になった時の責任の所在を確認する必要がある。
- 基本情報収集の段階で、基地外に居住している軍人軍属の情報を、米軍側は即答的に児童相談所に提供できるのか。
- 警察、入国管理局の不法滞在摘発期間があり、一度に保護依頼が集中すると対応に苦慮することがある。
- 強制退去ケースは入国管理局との連携は必要不可欠だが、移送の問題、短期間の保護であるならば、入国管理局の保護施設を利用できないものなのか。
- 警察と連携する場合が多いが、情報不足でケースワークに支障をきたす。
- 国籍を取得する際の手続きが煩雑（言語の問題、入管手続）。
- 在留資格取得のために入管に出向く場合、児相や施設が親権代行していても、距離的に何度も連れて行くのは困難。生活保護世帯で費用捻出ができない場合もある。
- 大使館の担当者が日本人でない場合、詳細が電話で伝えにくい。
- 母親が行方不明や死亡している場合に、父親に認知の意志があっても、市町村や法務局の担当者によって対応や指示が異なり困惑することがある。
- 支援が必要となった場合、その子が関係している機関にそれぞれ連絡を取り支援している状況。
- 児童福祉法の枠の中では外国籍、無国籍の子どもの権利が守られるが、入国管理局、警察、国保制度等の他機関や制度では子どもの福祉優先ではないので課題が多い。
- 外国籍の母が未婚で子どもを出産した場合、本国の戸籍の届がいるが、言葉の問題、外国の制度の問題で遅々として手続きが進まず、結果として、子どもの養子縁組ができないままになるなどの問題がある。
- 時々、市母子保健センターの通訳に依頼することがあるが、市国際課の通訳は、市役所に出向いて順番待ちしないといけないので、利用は困難。児相に出張してもらえるとありがたいが。
- 集住する地域については比較的、連携はスムーズだが、そうでない地域については難しさがあるかもしれない（ＣＷは集住地域でしかケース対応した経験なし）。
- 情報をもっている機関が少なく、情報が少ない。
- 大使館によっては問いあわせに時間がかかる。
- 大使館によって対応がマチマチで時間がかかる。
- 短期で転居を重ねるケースの場合、次の機関に引き継いだとたんに、次の転居先へ移っていたこともあり、実態がつかめなくなっていた。
- 通訳の確保。
- 通訳の派遣に制限がある。
- 必要な時に派遣してもらえない時がある。
- 通訳の方の時間に機関の都合、保護者の都合を合わせることが困難。
- 国によっては大使館がなかなか動かずに保護期間が長引いてしまう。
- 入管からの連絡が急であり、子どもへの配慮も足りない。
- 入管行政の犠牲者である子どもに対して、児相にまるなげ。
- 入国管理局、警察等が介入するケースが多く、連携が必要であるが、子どもの権利擁護の部分では児相にすべて委ねられることが重い。
- 外国人支援団体（ＮＰＯ法人等）との連携によるメリットもあるが、デメリットも多い。
- 不法残留等により強制送還となる児童については、児童相談所の一時保護所に保護されることになる。一方、父母は入国管理関係の施設に収容され父母と児童が別々に生活することになる。強制送還を前にした精神的な不安定さに加え、父母と児童が別々に生活し、更に不安が増していると推測される。このように状況により、児童にとって不安定な生活となっている。そのため、不法残留等により入国管理関係の施設に収容するに際しては、父母と児童が別れることなく、一緒に生活できるような配慮が望まれる。
- 保育園等の利用がなく、保護者の同一国籍の仲間の間での協力関係で子供を世話をしている場合があり、養育実態が確認できないケースがある。
- 保護者が強制出国させられる場合、入国管理事務所まで指定時間に移送が困難であること（上記の様な場合、法務局内で児童保護施設等を設置し対応すべきでないのか）。
- 通訳については、各市町の非常勤に依頼しているが、時間の調整がつきにくい。
- 民間支援団体とどこまで連携するか（行政の場合、守秘義務とのからみで）。
- 入管の取締り（保護者の拘束とそれに伴う児童の保護について児相が負わされている問題）。
- 両親の不法就労（滞在）による一時保護、施設入所等の相談。関係機関との連携は良好である（幼稚園、児童養護施設、警察、入国管理事務所、父の雇主）。
- Ｈ１９年度、該当者なし。
- ベトナム少年の非行事案もあり児童自立支援施設の利用も出始めて来たが、何分親子共に日本語が不自由なため施設の受け入れに支障をきたしている。児童養護施設も同様で施設が受け入れても、学校の問題（通訳・教育カリキュラム等）で受け入れに難色を示されることが多い。
- ほとんど相談事例がない。
- 違法滞在等で親が拘留された際の児童の保護を児相が担うのはどうかと思われる。
- 外国人支援機関の活用方法、連携の可能性。
- 外国籍・無国籍のケースへの対応について、法別の取り扱いや活用できる制度を承知していないこと。
- 各分野で行政支援が必要なことが多く、各機関の綿密な情報連絡が大切。
- 学校、市教委等がどうしても腰が引けた対応になりがちである。→（無責任な対応）。
- 学校において通訳の確保が難しい場合など対応全般について児童相談所に依存的になる。
- 関係機関が保護者と関係を作るのに時間がかかり、情報量が少ない。
- 近隣から孤立している場合もあり、地域や関係機関との連携や相談システムが確立していない。

- 経済的問題→生活保護、嫁姑や夫婦間の問題→家裁、女性相談、子の発達、不登校など→母子保健、学校など、国籍に関らず対応していく必要があるが、機関連携においては、ケース支援の共通視点を持ち、対応している。法務省関係との連携は特に必要としなかったが、離婚問題に伴う滞在許可手続きなど、常に連携を見すえた対応が必要。
- 警察が不法滞在外国人一斉捜査を行ない児童がたまたまいた場合一時保護を求められ、一時保護を行うことがあるが、連携の域をこえている。
- 市町が把握できず外国人の友人のところで生活しておいる例などがあり所在が分かりにくい。
- 市役所等のサービスにつなぐときに対応できる職員が少ない。教育委員会、学校が委託している通訳等は協力的で連携もできている。市町村によって対応の差がある。
- 事例なし。
- 児相の指導に従わない保護者に対し、大使館や入国管理局がどこまで協力してもらえるのだろうか。
- 住所不定、不法滞在ケースで、警察からの身柄通告が在留資格を調査せずに身柄通告になり、入管との調整が難しいことがあった。出産証明だけでは母子関係を認めない大使館があり、国籍取得が困難。母国に帰国した虐待ケースのフォローで、外国の子ども権利擁護機関との連携が困難。強制送還までの間、子どもを一時保護することが多い。入国管理事務所に親子を収容する施設が必要である。
- 正確な情報入手が難しい。
- 対応事例なし。
- 大使館の対応が不明。児相に押しつけたがる傾向があり協力体制がとりにくい。問題の把握がお互いに不十分。
- 当所のあつかいケースは、重篤な問題をかかえた事例がなかったため、通常の対応で当面足りている。
- 特記事項なし。
- 日本の福祉、教育の部分で、日本人の子どもと同じように対応したが空振りのような状態で、支援が十分であった実感がない。
- 入管での進捗状況が把握しづらい。大使館に連絡しても、積極的には動いてもらえない。
- 入管に児童を収容する機能がないために、乳児を含めて引き離す必要のない親子を分離しなければならない。
- 入国管理局で対応すべき課題に現在の児童相談所だけが対応すべきであるのか疑問（入国管理側でも親子同伴の整備環境などを早急に用意すべき）。大使館はＴＥＬも繋がらない場合が多く、話も進まず、一児相で対応していくのは困難を極める。交渉窓口を一本化するなど、厚労省・法務省・外務省による解決へ向けた具体的な連携、県レベルの窓口は県庁本庁や中央児相等で一括処理してもらえるような方向がよい。
- 入国管理局との連携に関すること（児童の福祉を優先するか児相の立場と入国管理行政を立場とする入管との相違）。
- 入国管理局の対応が遅いため、その後の処遇が困難となった。
- 不法滞在者の一斉摘発の場合など、急に多人数の外国籍児童の保護が必要となるが、保護先の確保が難しい。大使館は日本語で対応できる職員が少なく、連絡がとりにくい。
- 福祉的対応と法的対応とのギャップがある。
- 保育・教育・福祉の連携が必要であるが、情報交換・コーデネーター役が大切。機関は守秘をもって共通理解。
- 保護者が米国軍人軍属、また米軍基地、住宅地内居住の場合、連携をとりにくい。
- 法務局の対応は、担当者にもよるが、いかにもお役所的で不親切。
- 領事館・大使館への問い合わせなどがやや困難。
- 連絡は取れるが、タイムリーな連携にはほど遠い。児福法以外の課題との関係もあり、通常の児童相談とは異なるため、連携は取り難い。

表5.　保護者対応の課題

- １にも２にも言葉が通じないことからくる問題。通訳がいないと面接中ずっとイライラしていたケースがあった。
- 婚姻関係、親子関係などをはじめ、生活の実態がつかみづらい。
- 外国人に対する法制度が複雑、なじみがない。
- 短期で転居を重ねるケースが多い。
- 文化的な違い（生活スタイル、育児の態様等）。
- 安定しない生活状況で、連絡が取れなくなったり、面談機会がとれないことが少なくない。
- ことばの問題があり、こちらの思いが通じにくい。
- コミュニケーションがうまくとれない。
- コミュニケーションが取りにくいことがある。
- コミュニケーションに加え、各国の子育て文化の違いからしつけ、虐待の認識が日本よりもずれることが少なくない。
- 異国の地で、孤立感、被害感などを抱いており、相談以前に敵対的になっていることが多い。
- 不法滞在の場合は、保護者がすぐに入管に連れて行かれるため、調査や同意書の取得に手間がかかる。
- 外国人のため、父母等の意思確認のためには通訳を要する。
- 外国籍、無国籍の事例はないが、保護者が外国籍の方で日本語が良く理解できないため、調査や支援に際して困難なことが生じたことはあった。
- 虐待の告知、約束事、措置の決定等、大事なことを伝える場合、通訳を利用して伝えるようにしているが微妙なニュアンスが伝わるかどうかが心配な面がある。
- 経済的に厳しい。
- 文化の差がある（叩くことはしつけである等）。
- 言語（通訳確保）の問題。
- 言語が違うために話のズレが生じる。
- 書面が日本語なので文書理解できない。
- 文化の違いにより、日本での生活ルールが入らない。
- 国籍及び出生届けの申請等の意識のズレがある。
- 再統合へ向けての見通しが弱い、見通しを持たせにくい。
- 言語や生活習慣の違いなどから、指導が入りにくいことがある。
- 通訳者などの第三者を介する場合、誤解や行き違いが生じ易い。
- 言語通訳が必要な場合の対応が予算等の都合で充分でない。
- 言語理解の問題。
- 親が就学に拒否的。
- 言葉
- 言葉
- 子相と警察の立場の違い。

- 言葉が通じず、説明が十分に伝わらなかった。
- 国々による文化的背景（体罰を容認する、学校に行かせなくてもよいｅｔｃ）。
- 言葉が通じず、通訳の確保が難しい。
- 価値観が違う。
- 経済的問題への支援が少ない。
- 言葉が通じにくい。
- 文化、習慣の違い。
- 言葉の通じない保ゴ者が、通訳として友だちを連れてくることがあるが、その人が本位を伝えているか疑問を感じる。
- 自国の理論を展開して当所の話を聞こうとしない。
- 言葉の壁（通常のケースワークスキルが通用しない、関係が取りにくい）。
- 言葉の問題。
- 生活（経済）問題。
- 言葉の問題。明確にこちらの意図が伝わっているのか、こちら側が母国語を話せないことで偽りのことを言われていないか、疑心暗鬼のところがある。
- 文化の問題。生活習慣が異なるので、ましてや宗教上の問題が生活習慣に反映される国の場合、日本とは全く考え方が異なるので対応に苦慮するところがある。
- 無国籍の子どもの場合、現実的に就籍は児童相談所職員が対応しており、大使館等の積極的対応を希望したい。
- 言葉の問題で児相や児相の援助についての説明、理解が難しいことがある。
- 文化や意識の違いで面会等の約束が理解されにくいことがある。
- 親がオーバースティの場合、発覚を恐れて子の手続きをしなかったり、行方がわからなくなることがある。
- 言葉の問題などが意思疎通が図りづらく、援助関係をつけにくい。
- 言葉以外にも、文化、価値感、権利意識の相違があり、日本の法律、行政手続等の理解を得ることが難しい。
- 国民性、価値感が日本と異なるため、やりとりにスムーズさを欠く。
- 言語が不充分でコミュニケーションがとりにくい。通訳を必要とする場合がある。
- 不法入国の親が出生届けを出すと通報されるので届け出をなかなかしない。
- 子どもは日本語を話せても保護者は話せない場合が多く、助言をするのも大変。
- 文化的な価値観の相違（成人とする年齢、親の躾の仕方など）。
- 児童相談所は、通訳できる職員を配置していないので、一時保護する際の児童や保護者への行政的な説明を通訳を緊急的に依頼して行うことになるが、迅速な対応が困難である。
- 在宅指導となった場合に、家族援助プログラムで対応することも検討されるが、毎回、通訳を依頼して行うことになる。
- 手続きをすれば身分が確定する場合でも手続きをしないためオーバーステー状態が続いている場合がある。
- 言葉の問題でやりとりがはかどらない。
- 親権は父だけの国があり、親権の把握が困難な時がある。
- 都合が悪いことは、日本語がわからないふりをしているように見える。そのため話が進まないことがある。
- 「虐待」の概念が国によって違いがあり、共通理解に時間がかかる。
- 通訳がいない場合、保護者はだいたいこちらの話は理解できているようだが、都合の悪いことは「言葉がわからない」といって逃げることがある。
- 通訳が確保できない。
- 日本語が理解されていないのか、理解できないふりをされているのかわからない時がある。
- 面接のアポイントをキャンセルされることが多い。
- 学校からのおたよりなどを理解できないため、ネグレクト状況が発生してしまう。
- 通訳が必要な場合の確保の問題。
- 在宅支援ネットワークが、言葉、文化、地域の理解などの面で組みにくいことがある。
- 在宅支援において、責任をもって家庭に関わり、コーディネートしていく機関がない。
- 通訳の確保。
- 虐待の認識が異なる（手を使うことは不浄で、ベルトでたたく等）。
- 通訳を通しての面接では、言葉・文化等の違いにより、人柄や雰囲気等微妙なところの把握が難しい。
- 当所では母親が外国籍のケースが時々ある程度。
- ケースによっては日本の子育ての感覚があまり理解されないこともある。
- 日常会話に支障は無いものの、日本語による意思の発現、日本語の公文書への理解度が不足している。
- 日本語が話せない親も多く、基本的な話しができない場合が多い。
- 日本語は話せるが一方通行で会話にならない。
- オーバースティーの方に、子どもを児相にあずけたまま行方不明になることがあり、子どもの国籍がつくれない。
- 知的にボーダーか精神疾患の疑いのある方との対応が大変である。
- 文化、風習の違いから、虐待における理解不足があり、保護者の指導には困難を極める。
- 文化の違いからくる「虐待」の違い。「○○国ではあたりまえのこと」といわれてしまい、危機感がうすい。
- 保護者が主体となって動いてくれないと問題は解決しない。日本人の父が認知しているか否かで国籍取得に大きく影響してくる。
- 保護者のストレスを軽減、緩和するカウンセリング等の社会資源がない。
- 保護者本人（外国籍）が地元の医療機関にかかることが困難。
- 外国籍の保護者と単身での面接が困難。
- 言葉や文化の壁により、指導が通りにくい。
- 法律用語など説明の難しいことへの対応。
- 通常会話等の理解に難しさがある。当初、友人だと聞いていた人物が親族であった等（逆もあり）。
- 育児への考え方（文化）の違い。
- 日本語でのやりとり困難。表情が読みとりにくい。
- 無国籍状態の解消のために親の協力が不可欠だが、動いてもらえないことがある。
- 親が手続きをすれば日本国籍が取れる場合でも、さしたる理由なくやってもらえないことがある。
- 入所児童の場合、親と連絡を取り会うのも難しいケースも生じている。

- 日本の制度や日本語が読めないため、手続き指導援助が必要だが、児相が担いきれない。
- 両親の逮捕、勾留で面会（面接）等での時間が限定されること。
- コミュニケーション。養育認識（虐待認識）の文化的違い。
- コミュニケーションがとりづらく、子どもの詳しい状況把握がしづらく、また国籍問題解決にあたり、意思疎通ができず困難を感じた。通訳を利用するなどいろいろな工夫を考えなければいけない。
- ほとんど相談事例がない。
- やはり言葉の問題が大きい。常時児相に通訳がおる訳でもなく、又通訳を雇う費用（需用費）も少なく保護者と充分な意思疎通が図れない。また文化的な違いからトラブルもある（日本のベトナム人社会ではコミュニティー全体で助け合って生活しているため、日本流の施設入所後の肉親に限った面会制限が了解できない）。
- 意志疎通が困難。子育てに対する価値観の違い。外国にいる場合、連絡をとるのが大変。
- 意思が十分に伝わらない（分からない）。
- 一時保護等強制的対応も虐待を現に受けていないなかで不可能でありプライバシーの問題もあり粘り強く保護者に指導し関係機関と協力して進めて行くしか方法がなくどのような法的対応があるのか、あるいは必要となるのか検討する必要がある。
- 外国人の場合、言葉の問題があり、児童相談所の専門的な説明の理解がむずかしい。
- 虐待対応では言葉の問題もあり、生活習慣、国情による問題とパーソナルな問題との判断が困難なことがある。何らかの情報提供があると助かる。
- 緊急時に言葉の問題などで、適切な対応が困難。文化の違いから、養育やしつけの事などで、溝が埋め難い。制度理解が得られ難い。
- 経済的問題→生活保護、嫁姑や夫婦間の問題→家裁、女性相談、子の発達、不登校など→母子保健、学校など、国籍に関らず対応していく必要があるが、機関連携においては、ケース支援の共通視点を持ち、対応している。法務省関係との連携は特に必要としなかったが、離婚問題に伴う滞在許可手続きなど、常に連携を見すえた対応が必要。
- 言語、異文化価値観の違い（子育ても含め）があり通じにくいところがある。夜間就学するため児童がネグレクトされる事案がある。
- 言語による意思の伝達が困難であること。生活・文化・習慣の違いから児童福祉制度の理解を得るのに困難であること。
- 言語の違いによるコミュニケーション困難。
- 言葉、宗教上、子育てを含む文化上の制約、習慣。
- 言葉@@、文化等の差異からくるコミュニケーション不足。
- 言葉が通じないことでのコミュニケーションが取りにくいこと。
- 言葉のコミュニケーションがうまくいかなった（急きょ、本を購入して用立てたが…）。
- 言葉の壁は通訳をお願する。文化の違い、日本の福祉サービスの説明が困難。
- 言葉の問題、文化風習のちがい、家族観、教育観等のちがいが相互理解を難しくする。
- 言葉の問題（日本語がある程度できても、微妙なところの意思疎通が難しい）。
- 言葉の問題から意思疎通が困難。文化のちがい。
- 言葉は通じても日本語が読めない場合、困ることがあった。しつけに対する考え方の違いにより虐待を理解してもらうのに時間が要したことがあった。
- 行方不明の場合の対応。生活習慣や考え方が異なること。言語の問題で相談や手続き等の理解が難しい。文化の違いがあり、子どものしつけに対する考え方が違う。親が子どもをしつけのために叩くことが正当化される。
- 国籍による考え方、生活習慣の違いから、自分の要求に合った支援でなければ受け付けない。それよりも親への対応に時間がかかる。
- 子どもの養育に問題があっても、文化の違いによるところが大きく、なかなか理解が得られにくい。会話が十分通じない場合があり、微妙なニュアンスが伝わりづらい。
- 子どもの躾に対する文化（体罰容認）の違いがあるのかどうかは分からないが、日本人保護者への対応と基本的には変わらない印象である。
- 事の重大性を感じていない。なかなか動いてくれない。日本語能力が不十分。説明がうまく伝わらない。同じ国の説得者、対応者がいない。不法滞在の場合、継続的対応がとりにくい。
- 事例なし。
- 制度内容、施設環境等で保護者は日本の現状を自国の実情とダブらせてしまうことあり。そうした先入観を取り除くための細やかな説明が必要。
- 生活スタイルの違い、価値観の違いが大きく、相手の文化に対する知識がないので指導に苦慮する。日本で差別的待遇を経験している保護者が多く、日本人に対する不信感が強いので、関係を取りにくい。
- 生活習慣の違いが、言葉の理解と相まって、当方からの説明や対応について十分理解出来ない。
- 生活習慣の違いにより、当所の意図することが理解されないこと。
- 相談の際、通訳が必要な場合が多い。
- 体罰についての基本的な考え方の文化的相違。ネグレクトについての理解不足（虐待に当たるという認識がない）。
- 対応事例なし。
- 長く日本に滞在していても日本語が使いこなせない保護者が多い。子育てよりも就労を優先する意識が強い。
- 通訳を通しての面接のため、細かなニュアンスが伝わらず、事実のみしかわからない場合が多く、ケースワークになかなかつながらない。
- 日常会話が困難で、意志確認がむずかしい。体罰容認など、子育てに対する考え方の差異が大きい。
- 日本語があまり通じない人が多い。入管に収容された親と連絡がとりづらい（子どもの状況が把握しづらい）。
- 日本語が話せない保護者への対応。居住地が一定しないなど、生活実態の把握の難しさ。日本との文化の違いからくる子育てについての考え方の相違。
- 日本語が話せない保護者もいるが、通訳をタイムリーに利用しにくいこともある。通訳を利用しても、細かいニュアンスなどは理解しにくい。虐待ケースなどで文化の違いもあり理解してもらえないことがある。
- 日本語の基本的な会話が十分でない保護者が時にいる。通訳の体制が十分でない。無理な要求を押し通そうとする保護者、入国段階で不法があり逃げてしまう保護者、留置されている時は手紙で済むが、入

管に身柄が移った途端、頻繁なＴＥＬや面会要求（子を連れてきてくれ）など、その都度の対応に時間を割かれる。「自分は日本語が分からないから」と私的な人を連絡窓口にしようとしてくるなど、児相としては守秘義務の関係もあり、お答え出来ない相手の対応も余儀なくされ、現場は苦慮している。
- 日本語の理解が不充分で意思疎通が図れないことが多い。生活歴等がわかりにくい。行動様式や意識の持ち方など日本人の感覚では理解が難しいことがある。
- 日本語の理解が不十分で当所の意図が伝わらない。
- 文化・習慣の違いからくる価値観の相違が把握しきれず、場合によってはトラブルが生じかねない。また、指導しても聞きいれないことがある。会話による意思疎通の問題も合わせ、信頼関係が築きにくい。制度の内容や子どもの発達の状態など伝わりにくい部分があり（通訳を利用）。
- 文化の違いによる、生活面や子どもへの対応についての考え方の相違から、すんなりと理解してもらえないところがある。→それぞれの国の生活パターンなどについて理解しやすいような資料が必要。→通訳を容易につかえるようにする。
- 保護者とのコミュニケーションに配慮を要す場合がある。
- 保護者との会話に困難さあり。生活文化及び躾についての文化の違いがある。
- 保護者の日本語の語い、聞く力、語る力は十分であったが、大陸的というか、インターナショナルな感覚は、時として、話がまとまらない原因となった。
- 母が日本人夫からＤＶ被害を受け、逃げている間に、他の男性の子どもを出産。日本人夫との離婚により、母が在留資格をなくし、親子関係不存在で、子どもが無国籍になってしまうケースがある。
- 離婚がきちんと成立していない場合、時間がかかる。

表6.　子どもへの対応の課題
- やはり言語、文化の違い、肌の色の違いから、日本人の子供集団にとけこめないことがあり、教育現場の難しさが伝わってくる。また、保護者の影響で、国によって厳しいしつけが虐待レベルにエスカレートし、その被害にあうことも多い。
- 意思の把握に時間がかかる。
- 保護した場合、食生活があうのか等気をつかうことが多い。
- 異父弟妹は日本国籍、本児は外国籍、名字の違いを今後どのように理解させていくか。
- 健保未加入児が多い。
- 異文化混在している中でのとまどい、不安定。
- 子供が親の通訳をしたり、買物をさせられたりと、ストレスが大きい。
- 外国籍の児童の場合、自分の置かれている状況がよく理解できていないので、本児に理解できるよう説明し、在留資格、国籍取得に向け、手続きを進めていく必要あり。
- 居住実態がつかめない。
- 言語が違うと保護先が少ない。
- 宗教上、食べ物、医療の制限がある場合、対応に困る。
- 言語と教育の問題。
- 一時保護又は施設入所した場合の食事（例、宗教上の理由で忌否する食物がある）など生活習慣に関わる問題。
- 言語や生活習慣の違いなどから指導が入りにくいことがある。
- 言葉
- 言葉。
- 生活習慣の問題。
- 言葉の問題。
- 言葉の問題。明確にこちらの意図が伝わっているのか、こちら側が母国語を話せないことで偽りのことを言われていないか、疑心暗鬼のところがある。
- 文化の問題。生活習慣が異なるので、ましてや宗教上の問題が生活習慣に反映される国の場合、日本とは全く考え方が異なるので対応に苦慮するところがある。
- 無国籍の子どもの場合、現実的に就籍は児童相談所職員が対応しており、大使館等の積極的対応を希望したい。
- 特に就籍に関して在日の大使館の対応が悪過ぎる。自国ケースは積極的即時的対応をお願いしたい。また、大使館職員自身、日本語が喋れないところがあり、通訳、手続きの代行を児童相談所職員が対応するのは、本来業務と関係なくはないが、外国人問題を取り扱う中間的公的機関の設置が望まれる。
- 言葉の問題から、子どもの理解が深まらない場合がある。
- 保護、施設入所等を行っても、生活習慣の違いなどあり、トラブルが多いこと。
- 地域内では、学校不適応になるケースが多いように感じる。
- 言葉やそれまでの文化、生活習慣の違いにより、一時保護所等での生活が困難な場合がありうる。
- オーバースティ等で強制送還となるケースで、子の日本での生活が長く帰国を嫌がったり母国での生活への適応に不安がある場合がある。
- 言葉や習慣の違いなどがあるため、学校で外国人向けの特別支援が必要。
- マイノリティ意識から一時保護中も警戒心が強いため、信頼関係が築きにくく、トラブルが発生しやすかった。
- 言葉や文化の違いから対応。
- 子ども自身への接触が可能である場合も、国籍や在留資格等、支援の継続が不可能となることも多い。
- 児童は日本語を話すことができない場合が多く、児童の意思を確認するに際しては通訳を介さなければならない。通訳を依頼するには、基本的には費用を要するが、予算措置が難しいため、費用の支払いが困難な状況にある。そのため通訳に費用を要しないボランティアを依頼することもある。しかし、ボランティアでは守秘義務が守られないとの問題もある。
- 宗教による食物制限への対応。
- 食習慣の違いから、一時保護・施設入所での配慮が必要。
- 親に代わって書類を読みこなし、自ら手続きができる力をつけなければ社会生活上不利益を受けると思われるが、そういう学習ができず、積極的に相談する姿勢を身につけさせるのも難しいケースがある。
- 日本語が話せない児童を一時保護する場合に、保護所内でコミュニケーションが取れないことで、不安定になる可能性がある。
- 日本語を十分に理解できない場合がある。
- 文化、生活習慣が違う。

- 施設入所していて残留資格がない場合、１８才以降も日本にいられるような手続きを早期にする必要がある。
- 乳児や発達の特性を持っている児童の対応が困難。
- 年令が高い子どもは親の価値観が深く根付いて、日本での生活に慣れるのに時間がかかり、学校の勉強も同年令の子と一緒に出来ない。
- 不安定さ（動機付け）。
- いわゆる「思考言語」を持たない危うさ。
- 不法在留中の日本での出生児について、親が拘束されていれば強制送還を視野に入れておかなければならない。
- 不法滞在で健康保険の資格が取得できないケースで、重篤な疾病と身体的な障害を有した、児童の一時保護やその後の支援に苦慮した。
- 父母不明で条件により日本国籍を取得する事は可能だが、アイデンティティ形成に問題が残る。
- 文化的な価値観の相違（例えば、結婚・妊娠する年齢、ピアスなど容姿）。・マイノリティとして生き辛さを抱えている場合、そのフォロー。・日本語教育の体制が整備されていないときの教育保障。
- 保護者と同じ。
- 一時保護児童の対応（食習慣の違い等）。
- 未就学による学力の遅れ。
- 無国籍児について、親がなかなか手続きせず、今後就学やいろいろなサービスを受けられない問題が出てくると思う。
- １０歳過ぎで強制送還する事例は、日本で育ちアイデンティティ確立がある程度出来ているので、母国に帰国する子どもはハンデが多い。
- １８才以降のフォローがむずかしい。
- ことばや文化の違いからくる認識の違い。
- ほとんど相談事例がない。
- まったく日本語が理解できない状況の中で、いきなり中学校や小学校高学年に編入されて本当に教育が身に付くのかはなはだ疑問である。異文化への適応の問題、さらに親の不安定就労に伴う生活困窮の中で、非行に走ったり不登校とは違う次元での学校に全く行かない例も見られる。
- 意思が十分に伝わらない（分からない）。生活習慣の確立が難しい。
- 一時保護した場合、日本の生活習慣になじめないことがある。心理診断を行おうとする場合、ことばの理解の問題から診断の意図や内容の理解が難しいことがある。
- 一時保護の際、食生活の面でその適応に時間がかかる。文化面でも同様。
- 言語による意思の伝達が困難であること。生活・文化・習慣の違いから児童福祉制度の理解を得るのに困難であること。
- 言語の違いによるコミュニケーション困難。
- 言語の問題から、十分なアセスメントができない。（日本語を話せない場合）。学校での学習支援が困難。
- 言葉、宗教上、子育てを含む文化上の制約、習慣（食品の制限など）。
- 言葉のコミュニケーションがうまくいかなかった。
- 言葉の壁がある。
- 言葉の壁が気になるが、特に問題は感じていない。
- 言葉の問題（日本語がある程度できても、微妙なところの意思疎通が難しい）。
- 言葉の問題や、制度や実務の流れに関する理解が得られ難く、緊急時でも適切な対応が困難。
- 言葉や文化の違い等から関係構築に時間が掛るがＣＷ不足でていねいに関る時間が取れない現状にある。
- 今までのところ、日本・出生・生活してきを児童がほとんどであり、時に困難は感じない。
- 在留延長が認められるか不透明なため、将来を見越した支援方針を立てるのが難しい。
- 在留資格や国籍の取得。生活習慣が違うため、一時保護所や施設での対応が難しい。
- 子どもの在留期間が長くなるにつれ拡大する親とのコミュニケーション、価値観等のギャップが問題を複雑にすることがある。
- 子どもの日本語力に適った日本での教育体制が皆無。・生育歴情報（発育状況、予防接種など）が不明なケースが少なくない。・母子ともにオーバーステイであったため、保健センターや医療機関どこにもかかっておらず、発育の遅れが顕著であったが放置されていたケースがあった。
- 子どもの年令や、日本語の習熟度により、対応の仕方を工夫する必要がある。
- 子供は日本の文化・生活等に馴染んでいる事が多く、言葉も日本語での対応ができており、特に対応の困難さはない。
- 事例なし。
- 児の個性か、国民性か、大陸的といえばよく聞こえるが、なかなか心に訴える話をしようと全力を傾けたが無理であった。
- 児童福祉法内では対応できるか、１８才以降の対応が不十分。
- 就学の問題。言葉の問題。生活習慣の違いからくる問題（一時保護した場合や、施設入所となった場合）。
- 就籍の問題。国籍法、出入口管理法等の知識と法的対応について弁護士（嘱託）と相談する。親が拘留された場合の子どもの不安への配慮、こころのケアなどの課題がある。
- 食生活に関する文化的違いに対応する困難さが時に生じる（宗教上の理由で、一時保護所の食事で肉を除くなどの対応にも応じている）。相談開始当初は日本国籍を有していたが、その後の法的関わりの中で、国籍喪失となった。子どもの混乱や自立への道が閉ざされるかもしれない恐れ、児童福祉法の満了に向けた対応施策の無さなど、子どもが受け止め切れない課題が押し寄せる。思いつく限りの対応はしてきているが、関わっていると無力感に襲われる。予防接種を全く受けてこなかった幼児や小学生だと、措置後、接種のための現実的な費用捻出も困難が伴う。
- 親とはまた違った日本での生活や友人への思いなど、様々な角度から寄り沿わなければならない困難さがあると思う。
- 生活習慣、食文化の違いに応じた対応が必要となったケースがあり、職員として各国の文化、習慣を理解が課題と考える。
- 生活習慣、文化の違いから、一時保護での対応（入浴、洗髪、食生活）に苦心している。
- 生活習慣の違いから、一時保護所での対応が困難なことがある（主に食事）。意志疎通が困難。
- 対応事例なし。

- 通訳を通しての面接のため、細かなニュアンスが伝わらず、事実のみしかわからない場合が多く、ケースワークになかなかつながらない。
- 特記事項なし。
- 日常会話が困難な場合は、状況説明等むずかしい。
- 日本語が得意でない場合の意志疎通。
- 日本語でのコミュニケーションが十分でない場合、本来の発達状況などがわかりにくい。不登校など適応がしにくいときに、利用できる資源が少ない。
- 日本語で意思疎通ができないケースには、心理判定ができないし、一時保護した場合の対応に苦慮することが懸念される。
- 日本語を習得していない場合、意志の疎通が難しく、発達の状況がすぐには分かりにくい。
- 保護者の都合により、帰国される場合、対策が断たれてしまうこと。
- 無国籍の場合の就籍。

表7.　その他の課題

- ほとんどが父親が日本人、母親が外国人。国籍は日本です。
- 外国籍の方に対応したケースは数件ですが、ことばの問題が大きいです。
- 帰国する費用をためる間、預ってほしいといって施設に預け、何年も預けっぱなしになる事例もある。
- 在留資格がなく、医療面の不安が強い。
- 在留資格がないことから、子どもの就籍手続きが進まず、無国籍状態となっている。
- 子供は日本国籍を取得しているが、地方で増えている外国人妻の場合の子ども家庭支援のシステムがない。
- 児童養護施設入所中のケースで、保護者が死亡したことから、外国人登録証明書、パスポートの更新、後見人の選定手続が繁雑。
- 地方で生活していて婚姻関係がないと同国人の手をつかい東京に集まってきている。生れた子どもに国籍を取らないで生活している。
- 通訳を介して話をすることで、細部が伝わらない時がある。
- 児童相談所の業務を理解して通訳をしてほしい。
- 日本に永住権が認められている外国籍の子どもが保護者不在となった場合の家族法等による対応をどうすべきか（どこに問い合わせるか。本国内との連絡、情報把握はどうするか）。※親権、相続等。
- 日本の児相が米軍機関へ児童の身柄を移す根拠や、その後の処理の問題（事後対応を米軍側に一任する場合に、その後の情報を日本側が得ることが出来るのかどうか、および連携のあり方）の確認。
- 派遣労働者であることが多く、経済的に不安定。仕事を休むと即クビになるので子どもを児相で預からざるを得なかったケースがある。
- 不法滞在の場合、急な対応となり、保護者との接触に手間がかかる。
- 不法滞在の摘発で、特に乳児院が満床状態になっている。
- 不法滞在の場合、保護期間が読めず、措置にするかどうか迷う。
- 保護者が入管法違反により逮捕、勾留された場合の一時保護については、増加・長期化する傾向にある。良好な親子関係の維持と児童の健全な養育を考慮し、入国管理センター内に「一時保護施設」を設ける必要がある。
- 法律的な対応を要するため弁護士などの活用が必要となる場合、予算上の借置がとれない。
- 問題解決に不可欠な外国の法律の入手、及び、翻訳が非常に困難で、また費用もかかったケースがある。
- 一時保護児童に対して、宗教上の問題で食材等の制限が必要になる場合、どのような対応が必要か経験がない。
- 外国人には教育の義務が課せられていないことを盾にして、問題のある児童を排除しようとする学校がある。外国籍の児童に対する教育の保障及び充実が必要と考える。
- 健康保険に加入していない場合の受診。
- 裁判等の報道で外国籍・無国籍の子ども達の問題が一部報道されるが、それは保護者がいる場合であり、首都圏の児相で取り扱っている子ども達の対応は、虐待対応で即時性を求められる中で困難さと煩雑さを極める。簡単なマニュアルでは解決できない問題が山積みであり、救済措置を具体的に定める国の施策が必要であろう。
- 事例なし。
- 児相内部に「外国籍児童の相談マニュアル」を準備する必要がある。
- 実際事例はないが、在留資格等の法的知識や言語（コミュニケーション）のことは課題になりそう。
- 親（親権者）が不法滞在等で拘留された際、子にも影響が出て、子のみ児相への一時保護委託とするのは不適切である。
- 親族関係等の調査等。
- 親族等社会調査が困難。何らかの障害がある場合や法律・医療面に関わる場合には、言語も含め専門用語や知識も必要である。障害児施設の契約の場合、言葉の問題で契約できない時、措置扱いにならないか児相に相談があった。
- 対応事例なし。
- 入管法違反（不法滞在）により親が逮捕、拘留された場合、強制的にかつ長期にわたって親子分離させてしまうことの是非（親子対応の受入施設の必要性）。
- 不法滞在で、保護者が逮捕・収監されたとき、児童は強制的に保護者から切り離され児相で保護することが多い。入管が児童も一緒に保護する施設を用意するべきと思う。（「子どもの権利条約」に@@触しないか？）。
- 無国籍で保護者が死亡、もしくは行方不明等で不在の場合、日本国籍の取得が困難。帰化する場合、児童に非行等欠格事項があると認められないが、国籍が無いことで支援も困難になる。
- 無国籍状態でも外国人登録には国名が記されてしまい、問題が明確化されにくくなっている面がある。

表8.　研修指導等の有無

	度数	%
あり	11	8.0
なし	127	92.0
合計	138	100.0
欠損値	2	

表9.　研修指導等の内容

- 外国人支援団体との連絡会。
- 嘱託弁護士への相談。
- ＩＳＳＪ職員の研修。
- ブラジルの子育ての研修（通訳による）。
- 外国人問題の専門家にいつでも相談できる。
- 在留手続き、退去手続きについて。
- 児童福祉司の研修で入管の見学、出入国管理の法、制度を学習している。
- 職員に対し、オーバーステイなどに関する法的な研修を実施した（H19年度）。
- 新任研修時。
- 自治体として「外国籍児童の相談の手引き」を作成し、活用し、新任児童福祉司研修で講義の枠を設けている。
- 法律相談（弁護士による）。

表10.　他機関との連携の取りやすさ（「事例なし」を含む）

	連携を取りやすい		連携を取りにくい		事例なし		合計	欠損値
	度数	%	度数	%	度数	%		
病院・医療機関	37	28.5	10	7.7	83	63.8	130	10
入国管理局	36	27.3	24	18.2	72	54.5	132	8
大使館・領事館	9	6.9	36	27.5	86	65.6	131	9
保健所・保健センター	56	43.8	3	2.3	69	53.9	128	12
市区町村（福祉事務所・国際交流課等）	77	58.3	8	6.1	47	35.6	132	8
教育委員会（市区町村・都道府県）	59	45.7	9	7.0	61	47.3	129	11
子どもが通う学校（日本人学校・外国人学校）	57	43.2	7	5.3	68	51.5	132	8
婦人相談所	40	31.0	6	4.7	83	64.3	129	11
警察署	71	53.4	9	6.8	53	39.8	133	7
家庭裁判所	30	23.1	8	6.2	92	70.8	130	10
保護者の職場	4	3.1	27	20.6	100	76.3	131	9
外国人支援団体	18	13.8	16	12.3	96	73.8	130	10
教会・宗教団体	10	7.6	13	9.8	109	82.6	132	8
その他	4	4.9	2	2.4	76	92.7	82	58

表11.　他機関との連携の取りやすさ（「事例なし」を含まない）

	連携を取りやすい		連携を取りにくい	
	度数	%	度数	%
病院・医療機関	37	78.7	10	21.3
入国管理局	36	60.0	24	40.0
大使館・領事館	9	20.0	36	80.0
保健所・保健センター	56	94.9	3	5.1
市区町村（福祉事務所・国際交流課等）	77	90.6	8	9.4
教育委員会（市区町村・都道府県）	59	86.8	9	13.2
子どもが通う学校（日本人学校・外国人学校）	57	89.1	7	10.9
婦人相談所	40	87.0	6	13.0
警察署	71	88.8	9	11.3
家庭裁判所	30	78.9	8	21.1
保護者の職場	4	12.9	27	87.1
外国人支援団体	18	52.9	16	47.1
教会・宗教団体	10	43.5	13	56.5
その他	4	66.7	2	33.3

表12.　その他の機関との連携

- ボランティア、外国人仲間
- 基地内アドボカシー
- 児童家庭支援センター
- 地方法務局
- 米軍基地
- 法務局

表13.　通訳の利用実績

	平均値	最小値	最大値	度数	
				有効	欠損値
通訳の利用実績	1.65	0	26	127	13

	度数	%
0回	94	74.0
1回	7	5.5
2回	7	5.5
3回	5	3.9
4回	2	1.6
6回	3	2.4
7回	2	1.6
12回	2	1.6
15回	1	.8
21回	1	.8
22回	1	.8
25回	1	.8
26回	1	.8
合計	127	100.0
欠損値	13	

表14.　利用した言語（複数回答・児童相談所あたり）

	N	%
英語	5	12.2%
中国語	7	17.1%
韓国語	1	2.4%
タガログ語	12	29.3%
スペイン語	12	29.3%
ポルトガル語	15	36.6%
タイ語	6	14.6%
インドネシア語	1	2.4%
ロシア語	1	2.4%
ベトナム語	1	2.4%
ラオス語	1	2.4%
フランス語	1	2.4%

表15.　利用した言語

	度数	%
インドネシア語	1	1.0
スペイン語	25	24.3
タイ語	11	10.7
タガログ語	12	11.7
フランス語	1	1.0
ベトナム語	2	1.9
ポルトガル語	28	27.2
ラオス語	1	1.0
ロシア語	2	1.9
英語	4	3.9
英語、タガログ語	1	1.0
韓国語	1	1.0
中国語	14	13.6
合計	103	100.0

表16.　通訳の依頼先

	度数	%
ＤＶシェルター	1	1.0
ＮＰＯ法人	9	8.7
カトリック教会	1	1.0
ケース・マネジメント・アドバイザー	2	1.9
ボランティア	1	1.0
学校	2	1.9
教育委員会	1	1.0
個人	6	5.8
個人（都道府県非常勤職員）	4	3.9
国際交流センター	3	2.9
国際交流ボランティア	1	1.0
国際交流協会	17	16.5
国際交流財団	1	1.0
財団法人	5	4.9
市町村	3	2.9
市町村機関	1	1.0
市町村教育委員会	2	1.9
市町村教育委員会嘱託の通訳	5	4.9
市町村国際課	1	1.0
市町村子ども担当課	2	1.9
市町村福祉事務所	1	1.0
市町村役所	6	5.8
施設職員	1	1.0
親の知人	1	1.0
総合教育センター	2	1.9
大学	1	1.0
通訳業者	3	2.9
都道府県	1	1.0
都道府県国際課	2	1.9
都道府県国際交流課	2	1.9
都道府県国際交流推進協会	1	1.0
都道府県事務所	4	3.9
都道府県地方事務所	1	1.0
都道府県般通訳支援事業	1	1.0
難民事業本部	1	1.0
保護者雇主	1	1.0
母子保健センター	1	1.0
民間団体	4	3.9
領事館関係者	1	1.0
合計	103	100.0

表17.　依頼内容

	度数	パーセント
医療機関・施設入所の通訳	1	1.0
韓国語の翻訳	1	1.0
子の通訳	6	5.8
児福法２８条申し立て	1	1.0
親、子の通訳	30	29.1
親の通訳	61	59.2
文書の翻訳	3	2.9
合計	103	100.0

表18.　通訳利用１回あたりの単価

	度数	%
無料	39	50.6
3千円未満	6	7.8
5千円未満	11	14.3
1万円未満	19	24.7
1万円以上	2	2.6
合計	77	100.0
欠損値	26	

表19.　１件の通訳利用にかかった費用

	度数	%
無料	44	49.4
3千円未満	10	11.2
5千円未満	9	10.1
1万円未満	5	5.6
3万円未満	18	20.2
3万円以上	3	3.4
合計	89	100.0
欠損値	14	

表20.　言語と1回あたりの単価

			1回あたりの単価（円）					合計
			無料	3千円未満	5千円未満	1万円未満	1万円以上	
言語	インドネシア語	度数	0	1	0	0	0	1
		言語 の %	.0%	100.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	スペイン語	度数	9	4	7	3	1	24
		言語 の %	37.5%	16.7%	29.2%	12.5%	4.2%	100.0%
	タイ語	度数	4	0	0	0	0	4
		言語 の %	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	タガログ語	度数	3	1	3	3	0	10
		言語 の %	30.0%	10.0%	30.0%	30.0%	.0%	100.0%
	フランス語	度数	1	0	0	0	0	1
		言語 の %	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	ベトナム語	度数	2	0	0	0	0	2
		言語 の %	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	ポルトガル語	度数	13	0	0	3	0	16
		言語 の %	81.3%	.0%	.0%	18.8%	.0%	100.0%
	ラオス語	度数	0	0	1	0	0	1
		言語 の %	.0%	.0%	100.0%	.0%	.0%	100.0%
	ロシア語	度数	0	0	0	1	1	2
		言語 の %	.0%	.0%	.0%	50.0%	50.0%	100.0%
	英語	度数	3	0	0	1	0	4
		言語 の %	75.0%	.0%	.0%	25.0%	.0%	100.0%
	英語、タガログ語	度数	1	0	0	0	0	1
		言語 の %	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	韓国語	度数	0	0	0	1	0	1
		言語 の %	.0%	.0%	.0%	100.0%	.0%	100.0%
	中国語	度数	3	0	0	7	0	10
		言語 の %	30.0%	.0%	.0%	70.0%	.0%	100.0%
合計		度数	39	6	11	19	2	77
		言語 の %	50.6%	7.8%	14.3%	24.7%	2.6%	100.0%

表21.　言語と１件の通訳にかかった費用

			かかった費用（円）（ビン分割済み）						合計
			無料	3千円未満	5千円未満	1万円未満	3万円未満	3万円以上	
言語	インドネシア語	度数	0	0	1	0	0	0	1
		言語 の %	.0%	.0%	100.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	スペイン語	度数	10	4	5	1	3	2	25
		言語 の %	40.0%	16.0%	20.0%	4.0%	12.0%	8.0%	100.0%
	タイ語	度数	4	3	0	0	0	0	7
		言語 の %	57.1%	42.9%	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	タガログ語	度数	4	0	1	0	4	0	9
		言語 の %	44.4%	.0%	11.1%	.0%	44.4%	.0%	100.0%
	フランス語	度数	1	0	0	0	0	0	1
		言語 の %	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	ベトナム語	度数	2	0	0	0	0	0	2
		言語 の %	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	ポルトガル語	度数	14	3	2	1	2	0	22
		言語 の %	63.6%	13.6%	9.1%	4.5%	9.1%	.0%	100.0%
	ラオス語	度数	0	0	0	1	0	0	1
		言語 の %	.0%	.0%	.0%	100.0%	.0%	.0%	100.0%
	ロシア語	度数	0	0	0	1	0	1	2
		言語 の %	.0%	.0%	.0%	50.0%	.0%	50.0%	100.0%
	英語	度数	3	0	0	1	0	0	4
		言語 の %	75.0%	.0%	.0%	25.0%	.0%	.0%	100.0%
	英語、タガログ語	度数	1	0	0	0	0	0	1
		言語 の %	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%
	韓国語	度数	0	0	0	0	1	0	1
		言語 の %	.0%	.0%	.0%	.0%	100.0%	.0%	100.0%
	中国語	度数	5	0	0	0	8	0	13
		言語 の %	38.5%	.0%	.0%	.0%	61.5%	.0%	100.0%
合計		度数	44	10	9	5	18	3	89
		言語 の %	49.4%	11.2%	10.1%	5.6%	20.2%	3.4%	100.0%

表22.　子ども家庭相談の案内（児童相談所）

		N	%
設置		9	6.4%
言語	英語	9	6.4%
	中国語	4	2.9%
	ハングル語	5	3.6%
	スペイン語	2	1.4%
	ポルトガル語	1	.7%

その他

- フランス語

表23.　子ども家庭相談の案内（都道府県・市町村）

		N	%
設置		11	7.9%
言語	英語	10	7.1%
	中国語	4	2.9%
	ハングル語	5	3.6%
	タガログ語	5	3.6%
	スペイン語	4	2.9%
	ポルトガル語	5	3.6%
	タイ語	1	.7%

表24.　一般的な生活案内（都道府県・市町村）

		N	%
設置		28	20.0%
言語	英語	27	19.3%
	中国語	21	15.0%
	ハングル語	18	12.9%
	タガログ語	12	8.6%
	スペイン語	15	10.7%
	ポルトガル語	17	12.1%
	タイ語	4	2.9%

その他

- フィリピン、ベトナム
- フランス、ロシア、ベトナム、ドイツ

表25.　一般的な生活案内（その他）：機関

	度数	%
ＮＰＯ	1	0.7%
県国際交流協会	1	0.7%
国	1	0.7%
国際交流会	1	0.7%
国際交流協会	1	0.7%
特児・児@	1	0.7%
無記入	2	1.4%
合計	8	5.7%

表26.　一般的な生活案内（その他）：内容

		N	%
設置		8	5.70%
言語	英語	7	5.0%
	中国語	4	5.0%
	ハングル語	3	5.0%
	タガログ語	1	5.0%
	スペイン語	2	5.0%
	ポルトガル語	2	5.0%
	タイ語	1	5.0%

その他

- ベトナム

表27.　子ども家庭相談案内を作成する予定

	度数	%
いいえ	132	100.0
欠損値	8	

表28.　今後、子ども家庭相談案内が用意されれば使用する

	度数	%
はい	107	84.3
いいえ	20	15.7
合計	127	100.0
欠損値	13	

個別事例

表29.　性別

	度数	%
男性	154	47.0
女性	174	53.0
合計	328	100.0

表30.　年齢

	度数	%
～3歳	89	27.2
4～7歳	88	26.9
8～10歳	51	15.6
11～13歳	53	16.2
14～16歳	43	13.1
16歳～	3	0.9
合計	327	100.0
欠損値	1	

表31.　国籍

	度数	%
アメリカ	1	0.3
アメリカ・台湾	1	0.3
アメリカ・日本	1	0.3
イラン	5	1.5
インド	4	1.2
インドネシア	3	0.9
オーストラリア・日本	1	0.3
コロンビア	11	3.4
スペイン	4	1.2
スリランカ	7	2.1
タイ	37	11.3
チリ	1	0.3
ネパール	3	0.9
パキスタン	7	2.1
パキスタン・ロシア	2	0.6
パラグアイ	2	0.6
バングラディシュ	1	0.3
フィリピン	125	38.1
ブラジル	33	10.1
ベトナム	8	2.4
ペルー	11	3.4
ボリビア	2	0.6
ミャンマー	1	0.3
ラオス	1	0.3
韓国	23	7.0
台湾	2	0.6
中国	18	5.5
不明・無国籍	13	4.0
合計	328	100.0

表32.　地域

	度数	%
東アジア	43	13.1
東南アジア	176	53.7
南アジア	22	6.7
中近東	5	1.5
オセアニア	1	0.3
ヨーロッパ	4	1.2
北米	2	0.6
南米	59	18.0
複数地域	3	0.9
不明・無国籍	13	4.0
合計	328	100.0

表33.　相談種別（複数選択）

	N	%
養護(虐待)	83	25.5%
養護(それ以外)	213	65.5%
障害	2	0.6%
非行(ぐ犯)	18	5.5%
非行(触法)	8	2.5%
性格行動	2	0.6%
欠損値	3	

表34.　指導内容（複数選択）

	N	%
助言指導	37	11.3%
継続指導	81	24.8%
児童福祉司指導	19	5.8%
施設入所	95	29.1%
里親委託	10	3.1%
一時保護	277	84.7%
その他	17	5.2%
欠損値	1	

表35.　永住希望の有無

	度数	%
あり	132	41.8
なし	53	16.8
不明	131	41.5
合計	316	100.0
欠損値	12	

表36.　地域と相談種別の関係

			相談種別(a)						合計
			養護(虐待)	養護(それ以外)	障害	非行(ぐ犯)	非行(触法)	性格行動	
地域	東アジア	度数	9	31	0	0	2	1	43
		地域集約 内での割合 (%)	20.9%	72.1%	0.0%	0.0%	4.7%	2.3%	
	東南アジア	度数	40	117	0	12	4	1	173
		地域集約 内での割合 (%)	23.1%	67.6%	0.0%	6.9%	2.3%	0.6%	
	南アジア	度数	7	15	0	0	0	0	22
		地域集約 内での割合 (%)	31.8%	68.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	中近東	度数	0	5	0	0	0	0	5
		地域集約 内での割合 (%)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	オセアニア	度数	0	0	1	0	0	0	1
		地域集約 内での割合 (%)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	ヨーロッパ	度数	0	4	0	0	0	0	4
		地域集約 内での割合 (%)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	北米	度数	1	0	0	1	0	0	2
		地域集約 内での割合 (%)	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	
	南米	度数	19	32	1	5	2	0	59
		地域集約 内での割合 (%)	32.2%	54.2%	1.7%	8.5%	3.4%	0.0%	
	複数地域	度数	0	3	0	0	0	0	3
		地域集約 内での割合 (%)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	不明・無国籍	度数	7	6	0	0	0	0	13
		地域集約 内での割合 (%)	53.8%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
合計		度数	83	213	2	18	8	2	325

表37.　地域と指導内容の関係

			指導内容(a)							合計
			助言指導	継続指導	児童福祉司指導	施設入所	里親委託	一時保護	その他	
地域	東アジア	度数	4	11	2	12	2	39	1	43
		地域内での割合 (%)	9.3%	25.6%	4.7%	27.9%	4.7%	90.7%	2.3%	
	東南アジア	度数	16	46	7	55	5	155	3	176
		地域内での割合 (%)	9.1%	26.1%	4.0%	31.3%	2.8%	88.1%	1.7%	
	南アジア	度数	3	1	1	5	1	15	5	22
		地域内での割合 (%)	13.6%	4.5%	4.5%	22.7%	4.5%	68.2%	22.7%	
	中近東	度数	5	0	0	0	0	5	0	5
		地域内での割合 (%)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
	オセアニア	度数	1	0	0	0	0	0	0	1
		地域内での割合 (%)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	ヨーロッパ	度数	0	0	0	0	0	4	0	4
		地域内での割合 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
	北米	度数	0	0	0	1	0	1	0	2
		地域内での割合 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	
	南米	度数	6	20	9	16	2	48	8	58
		地域内での割合 (%)	10.3%	34.5%	15.5%	27.6%	3.4%	82.8%	13.8%	
	複数地域	度数	2	1	0	0	0	1	0	3
		地域内での割合 (%)	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	
	不明・無国籍	度数	0	2	0	6	0	9	0	13
		地域内での割合 (%)	0.0%	15.4%	0.0%	46.2%	0.0%	69.2%	0.0%	
合計		度数	37	81	19	95	10	277	17	327

表38.　年齢と相談内容の関係

			相談種別(a)						合計
			養護(虐待)	養護(それ以外)	障害	非行(ぐ犯)	非行(触法)	性格行動	
年齢	～3歳	度数	17	72	0	0	0	0	89
		年齢内での割合 (%)	19.1%	80.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	4～7歳	度数	13	72	1	0	0	0	86
		年齢内での割合 (%)	15.1%	83.7%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
	8～10歳	度数	14	35	0	1	1	0	51
		年齢内での割合 (%)	27.5%	68.6%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	
	11～13歳	度数	20	23	0	2	6	1	52
		年齢内での割合 (%)	38.5%	44.2%	0.0%	3.8%	11.5%	1.9%	
	14～16歳	度数	17	10	1	14	1	1	43
		年齢内での割合 (%)	39.5%	23.3%	2.3%	32.6%	2.3%	2.3%	
	16歳～	度数	2	0	0	1	0	0	3
		年齢内での割合 (%)	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	
合計		度数	83	212	2	18	8	2	324

表39.　年齢と指導内容の関係

			指導内容(a)							合計
			助言指導	継続指導	児童福祉司指導	施設入所	里親委託	一時保護	その他	
年齢	～3歳	度数	6	21	1	20	5	77	4	89
		年齢内での割合 (%)	6.7%	23.6%	1.1%	22.5%	5.6%	86.5%	4.5%	
	4～7歳	度数	21	15	3	18	1	73	7	87
		年齢内での割合 (%)	24.1%	17.2%	3.4%	20.7%	1.1%	83.9%	8.0%	
	8～10歳	度数	5	21	2	16	0	48	0	51
		年齢内での割合 (%)	9.8%	41.2%	3.9%	31.4%	0.0%	94.1%	0.0%	
	11～13歳	度数	1	14	5	23	0	42	4	53
		年齢内での割合 (%)	1.9%	26.4%	9.4%	43.4%	0.0%	79.2%	7.5%	
	14～16歳	度数	4	10	8	15	4	34	1	43
		年齢内での割合 (%)	9.3%	23.3%	18.6%	34.9%	9.3%	79.1%	2.3%	
	16歳～	度数	0	0	0	2	0	3	1	3
		年齢内での割合 (%)	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%	33.3%	
合計		度数	37	81	19	94	10	277	17	326

（案）

■ ENGLISH 英 語

Intake Form 相 談 票

Passport/ID no. _____ DATE year年_____ month月_____ day日_____

sir name 姓 (age歳_____) ☐male 男性 ☐female 女性

Date of birth

first name 名 生年月日 year年 month月 day日

address 住所 telephone 電話

nationality 国籍 language 言語 / /

Date of birth

family member(s) 家族 生年月日year年 month月 day日 (age歳)

	(relationship 続柄)				
.	( )				( )
.	( )				( )
.	( )				( )
.	( )				( )
.	( )				( )
.	( )				( )

Your concern? どうしましたか？

You may check one or more of the items チェック☑してください

☐Lifestyle 生活のこと → Ⅰへ
☐Child 子どものこと → Ⅰへ
☐Legal / Residential Status法律や在留資格のこと → Ⅱへ
☐Employment 仕事のこと → Ⅲへ
☐Medical issue 医療のこと → Ⅳへ
☐Others その他 → Vへ

Ⅰ Daily lifestyle 生活	Ⅱ Legal and /or Residential Status 法律、在留資格	Ⅲ Employments 仕事	Ⅳ Health care 医療	Ⅴ Othersその他
☐cost of living/finances (お金のこと) ☐Child (子どものこと ☐ housing (住む場所のこと) ☐culture shock (日本の生活習慣)	☐policies /procedure (必要な手続きがわからない) ☐ Administration offices/info regarding (手続きの場所がわからない)	☐job hunting (仕事探し) ☐ relationship with colleague (職場の人間関係)	☐ medical expenses/insurance (医療費) ☐ consultation with doctor(医者に掛かりたい) ☐medical information (病院の情報) ☐ health information (健康)	☐emergencies (緊急時のこと) ☐ local services /access (役所の情報) ☐ info regarding multicultural services (市役所以外の機関かもしれない)

Memo

（案）

■ ENGLISH 英 語

Intake Form 相 談 票

DATE year年_____ month月_____ day日_____

sir name 姓 (age歳_____) ☐male 男性 ☐female 女性

Date of birth

first name 名 生年月日 year年 month月 day日

address 住所 telephone 電話

nationality 国籍 language 言語 / /

Date of birth

family member(s) 家族 生年月日year年 month月 day日 (age歳)

	(relationship 続柄)				
.	( )				( )
.	( )				( )
.	( )				( )
.	( )				( )
.	( )				( )
.	( )				( )

Please check one or more boxes in regard to concerns regarding your child:
あてはまる項目に何個でもチェック☑してください。

☐ **Issues regarding the child: 子どもの発達のこと**

☐behavior/attitude 子どものトラブル ☐delinquency 非行
☐special needs/developmental disabilities 特別支援
☐mental health 精神衛生 ☐nutrition 栄養
☐health education 食事、食育 ☐physical checkup 健康診断
☐vaccination 予防接種 ☐illness / medical treatment 病気、療養
☐developmental concerns 発達の心配 ☐testing the development 発達チェック希望

☐ **Daily life 日常のこと**

☐entrance procedures 入学手続き ☐school fees 学費
☐educational program 学校生活、学習 ☐language 言葉
☐peer relationships 友人関係 ☐post-secondary 進路
☐transfer/ registrations 学籍、転校

☐ **Facility 機関**

☐child care facilities/nursery school 保育園 ☐temporary day-care center 一時保育施設
☐urgent short-term childcare 緊急一時預り ☐procedures 利用手続
☐fees 利用料

Memo